

監獄雜誌

第六卷第十一號

目 録

- 論説……………(一頁)
 - 看守教養に就て……………佐川環
 - 監獄改良論(第四)……………平田嘉兵衛
 - 監獄の改良は先づ主觀的に觀察すべし……………小河西次郎
- 歐米監獄要録……………(十四頁)
 - 清浦司法次官へ通信……………同
 - 久米内務參事官へ通信……………在米國
- 雜錄……………(二十一頁)
 - 歐羅巴の監獄(承前)……………佐原次郎
 - 如何にせば適當の看守を得らるべき乎……………大塚朝生
 - 父母の義に遭ひし囚人の免役に就て……………在東京
- 答問……………(二十七頁)
 - 發眠主人の疑問に答ふ……………淵月庵主人
 - 和山生の質疑に答ふ……………山陰生
 - 第六卷第十號淵月庵主人の質疑に答ふ……………在濱天
- 雜報……………(二十七頁)
 - 看守教習規定に就て……………(二十七頁)
 - 外十數件……………(二十七頁)
- 寄書……………(三十四頁)
 - 看守採用規則の改正を見る……………在大阪 洋々 散士
 - 外數件……………(三十四頁)
- 監獄彙報……………(四十五頁)
 - 數件……………(四十五頁)

警察監獄學會發兌

● 會 告

監獄雜誌第六卷第十二號（來ル十二月發行）迄ノ雜誌代金及同月迄ノ監獄學月賦金ハ年末決算上ノ都合有之來ル十二月廿五日迄ニ本會ヘ到達スベキ様御送金被下度御購讀員及集金御主任官ヘ御請求申上候也

明治廿八年十一月

警察監獄學會

會 計 部

監獄雜誌第六卷第拾壹號

論 說

●看守教養に就て

獄事の進歩に最も密接の關係を有し最も偉功を奏する者は夫れ誰れぞ書記なるか監獄醫なるか教諭師なるか將た授業手あるが是等吏員素より優功なきにあらず否統計、記録、會計、經理の整備、患者疫病者の救護、遷善感化の勸誘、作業技術の發達等に至ては又之れに代ふる者なからん然れども監獄根源的主腦たる點より論するときは余輩正に戒護吏を推さざるを得ず

夫れ典獄を補弼し戒護檢束の任に當り獄安を維持する者は看守長なり而て看守長の任務は單獨にあらずして集合一致の協力ならざるべからず之を別言すれば看守長は部下の看守の成功に因て効果を完成すべきものとす、それ看守は常に在管人に密接し拘禁者の謹慎、監房の靜謐、工場の秩序、服役の獎勵、其他外役に押送に運動に入浴に接見に書信に訴願に差入に苟も戒護檢束の事に關しては晝となく夜となく凍寒酷熱風雨霜雪の艱難を忍び反獄暴行の危険を冒し自ら進で其勞務に當り加之ならず衛生の周到、疫病の撲滅、惡謀の摘發善行の喚起、物品の排列、器具の格保、製品素品の精算供給、食量炊事の勘査調度等其主管の書記に關すると醫師教誨授業手等に屬するに論なく苟も直接事務の執行に就ては自ら任して之に當らざる

べからず看守の重任を思ふべし
之を要するは監獄の事看守奮はざれば戒護怠敗し看守勵めざれば作業退歩し看守切ならざれば衛生緩慢し
看守實あらざれば感善衰頹し看守忠ならざれば經理錯雜し物品紛混し看守誠あらざれば事蹟紊亂秩序滅却
す

是に由て之を思へば進歩は書記看守長醫師教誨師授業手其他の合同力に由らざるべからざること勿論疑ふ
べきにあらずと雖も而も其原素を求むれば主として看守に属望せざるを得ず若し看守にして百艱撓す百
折屈せず切實忠成一塊の赤心を以て事に當るの決心なかりせば獄務執行の機關何に依て之を屬し何に依て
發揚すべきか殆んど効果の期するところを知らざるなり

夫れ犯人を検束し刑囚を懲怙し以て國家法律の嚴正を確證し社會を泰山の安きに保護するは蓋し行政の目
的にして監獄の主腦に屬し而て此の重腦は看守の成功に因て其目的を完成すべきものなりとせば獄事改良
の基礎先づ看守養成法を以て確立せざるべからず若し監獄にして基礎確立せず因循苟且唯た是れ犯法者を
收禁するを事とするか如きならんか當に國法の威信を失却せしむるのみならず遂に監獄は犯罪學校惡徒養
生所なりとの社會の批評を辞せんと欲するも得て免るべき術なきに至るやも圖り知るべからず看守の教養
豈忽諸に附すへけん乎實に焦眉の急務たるを信す

古來我國特種の美性として公事の爲めには身を致して以て忠を取り義を蹈て以て命を輕ろんするの懿德に
富むは古史を索めて引例を掲げずとも日清交戰の事實に徴して證明するに餘りあり去ば看守に於けるも忠

誠一塊の赤心に富むるは彼の歐米人種と自から異なる所あらん況んや嚴乎たる採用法あり教習規則調授標
準の設備あるを以て敢て新たに賤々の必要なきか如しと雖も熟々現今の實況を観察するに事實は未だ余輩
を満足せしめざるものあるを如何せん抑も一回の試験二ヶ月の教習は以て適任の看守を造製するに足るも
のとするか又日々交代の機會に調授すれば以て成功を收むるに充分なりとするか監獄の職務は決て狹隘な
る普通官邊の一事務を以て比すべきものならず又専門的一技藝を充たすべきものにあらず其任務の職責を
完備せんと欲せば愈々深より深に入り密より密に進て研究努力せざるべからず (未完)

●監獄改良論 (第四)

佐 川 環

○方針第三の續

右に掲載する統計表に依れば吾邦人口百に對する在監人の割合は年々加増すること疑なかるべし但二十三
年は人口増加せしにも係らず犯罪は比較的に少數なりしも餘は總て増加せり即ち二十二年は二十一年より
〇、〇〇六の増加にして二十四年は二十二年より〇、〇二〇の増加なり又二十五年は二十四年に比し〇、
〇の五を増加せり此の如く過去五年間に吾邦犯罪人の増加せしことは事實にして自今將來も亦同狀なるこ
と必せり今詳かに調査せば精密なる統計表を得らるべしと雖煩を厭て省略す

然るに此の如く年々人口を増加するに伴ふて犯罪數の増加し來るは實に吾邦の凶象にして經濟を害し風俗
を害し正智を害し社會を害し遂に東洋文明の記號を染汙するに至らんとす豈に恐れて懼れざるへけんや

刀及以て鮮血を流すもの見て戰慄すへしと雖内臓の病根生命の急所を犯すの懼るべきに如かず吾輩は世間の俗流が「ナショナル・フイリグ」の熱病に犯されて狂然大呼而して更らに内臓の病根將さに社會的生命を犯しつゝあるを覺へす曰海軍擴張すへし曰戰後教育尙武思想を充實すへしと傍若無人なるものゝ學者世間と非學者と政治家と非政治家との別なく一併に唱ひ出して毫も其狂を知らざるものゝ多々なるを怪めり米の米たり英の英たり又獨の獨たる豈管「ブルータルカルツチ」の作用のみならんや「ナルヨナル・オートリチー」に誠に文明の記號を清淨高雅ならしむるの事實を知らざるへけんや

右の如く吾邦に犯罪數の年々増加して國家の經濟を害し其他二三の事態を害し以て國民の人品を穢すに至りたる其原因の最も主なる者は他に非らず必ずや維新の結果此に至りたるは疑ふべからず若し然らば自今將來主として其責に任じ挽回策を講ずべきは誰れぞや吾輩は憚りなく公言せん曰く其責めに任ずべきものは内閣諸公即ち是れなり然るに近年監獄改良と罪惡驅除とを講ずるものにして責めを政府に歸し内閣諸公をして斯道の爲めに原動力たらしめんことを求むるもの眞に多々乎として晨星の如くなるを怪めり斯道に熱心なる名士にして若し此に心付かざるか何ぞ其不明なるや若し吾輩と同感なれども之を先唱するは憚る所ありと言はんか夫れ不勇なるや不明不勇の二者は斯道に熱心なる名士の免れざる所ならん吾輩は殊に怪む三五年以前より迂濶の論を唱ふる者あり然かも時を経るに隨て殆んど輿論の如くなりしことを曰く罪因感化の事又保護會社の事の如きは慈善的事業に屬するを以て之を民間の有資本家若しくは宗教家の責めとなれ政府自ら卒先するは其本分に非らずと遂に監獄改良の強半は之を民間事業となさんとす何ぞ迂

濶なるや抑薄徳不人情の社會にして何處に目的の如き慈善家を產出したるか而して宗教家とは果して何者を指すべきや吾邦の宗教家と稱するものさか「クリスチャン」を指すにはあらずるべし然らば則僧侶神官果して其者を指すか吾國の神官僧侶は吸收的にして分配的にあらず自利々他共利は佛法の本宗かれども實は菩薩の深行に屬し薄地の凡夫に要求すべき謂に非らず左れば今の僧侶も己を虚くして他を救済するに冷淡なるは敢て怪むに足らず然るに宗教家と稱する者に向て古來慣習もなき過分の求めをなすは餘り事情に迂濶なるにあらずや本根の責任者に向て求めず却て他に向て要求するも百年の後尙ほ其目的を達せるを知るのみ

故に吾輩は責任の根本を認め先つ以て監獄改良と犯罪防禦との二途を政府に要求し政府をして二途に向て卒先者となり附隨者を開導せられんことを望めり政府自ら其責任を認め進て開導者とならば其目的を達すること必ずや近きにあるのみならず政府が終局を全うし名譽を千載に傳るも亦此一舉にあるのみ而して此責を負擔するは政府成立の由來より觀察し止むを得ざる事實なることを信ぜり然るに外國の例を引て云々す實は其事情通に迂濶なりと評せざるを得ざるかり何となれば外國の資産家と吾邦の資産家と外國の宗教家と吾邦の宗教家と其性質由來を異にするのみならず政府の成立由來も亦同しからざればなり其價なきものに向て強て責めを歸し政府自ら責任外に立たんとするは斯道の爲めに計るものにあらず況んや本根なる責任者を擱て問はざるは國家に忠するものとは謂ふへからざるなり

責任の本根業已に定る根本なる責任者を督促し以て所云根本的改良をなすに猶豫すべからず然らば則ち如

何に改良に着手せんか吾輩は物的改良と人的改良との二方面に向て遠慮なく根本的に改良せんと欲す如何に物的人的の二種方面に向て改良せんとす曰以下組織の部に至て明に辨せんとす (未完)

●監獄の改良は先づ主觀的に觀察すへし 在靜岡 平 田 嘉 兵 衛

主觀的の改良とは如何なる事を意味するか、蓋し獄則、構造、紀律、服制其他百般形而下の設備の如きは吾輩之を客觀的に觀察するを以て是等諸般の要具を運轉するに必要な司獄官吏の能力を養成する關係を指して主觀的の改良とは云へるなり、言を換へて之を云はゞ客觀的の改良に伴ふ必然の結果として獄管吏の養成は主觀的に必要なるなり、而して吾輩は此の事に關し既に本誌に一再論議して其實蹟を見んとを希望せり、而かも未だ世に容れられず、本題の止むべからざる所以なり

近來監獄改良の聲、漸く歩調を高め、朝野に噴々として殆んど狂奔するものに似たり、而かも其實蹟は如何、獄制以て歐米に劣るに非ず、費用以て給せざるに非ず、獄舎の構造は未だ以て彼れ泰西諸國の如く美ならずと雖も而かも漸次に適當の設計を書し之を改良せんとしつゝあるは事實に於て疑なかるべし、客觀的觀察に於ては斯の如く比較的良好の結果を見るを得たりと雖も動もすれば輒ち之れが運轉に溢り活用に失し未だ真正に監獄の最大目的たる行刑の效果をして薄弱ならしむるの感あるは抑も何ぞや、蓋し其原因種々あるべしと雖も司獄官其人を得ざるの一事は事の近因として確かに世の認むる所あるべし

堅壁鐵籠も適當の將卒を得されば如何とすべからず、況んや一朝戰端を開くに於ておや、獄制、構造如

何に完備すと雖も適當の司獄官を得されば亦之を如何とすべからず、況んや社會の病魔たる罪犯は旣に數堂々日々其勢力を増し、隱現出沒月に詭計を逞ふし敢て國家の生存條件たる社會制度を破壊せんとしつゝあるに於ておや、勇將猛卒なくんば堅壁も一片の扁舟たるに了ると同じく、適當の能力ある司獄官に非ざるよりは争てか國家の大敵たる罪犯を擊退して獄制、構造等の美を誇るを得ん誠に見易きの理にして何人も首肯すべき筈なるに而かも實の未だ顯はれざるは吾輩の竊かに怪しむ所なりと雖も深く其由る所を案するに或は未だ此の理を解する能はざるものならんか、何となれば世人の所謂監獄改良なるものは其着目、重きに獄制、構造等に在りて司獄官吏能力養成の如何は左程、重きを置かざるの實あればなり

世人は監獄の改良を客觀的に觀察すると同時に當局者も亦甘んじて是れ等に満足するものに似たり、制度に缺典あるか爲めに動もすれば適當の措置を爲すに苦しみ、構造の不完全なるか爲め檢束上適當の處置を爲すに苦しみ、費用の充實せるるか爲め事業の進歩に阻碍を來たす等、凡そ此等の事情は常に當局者の口端に遡りて世の改良論者の腦裡に浮動す、己れ先づ其要具を活用するの能力に乏しきを悟らず、反て要具の足らざるを訴ふ、堅壁に些少の不足を以て直ちに廢艦たらしめよと云ふに同じ、識者の嗤笑を免れざるなり、脆弱なる船艦も勇將猛卒の技倆に依りては敵の堅壁を殲滅することあり、蓋し船艦の力に非ずして將卒の伎倆あり、不完なる獄制、構造も司獄官其人の技倆に依りては行刑の目的を達する敢て難事にあらず、司獄官吏の能力は斯る場合に於て、脆弱なる船艦に於ける勇將の技倆に匹敵するものたり、余輩が主觀的改良を唱導するの意、亦將に斯る場合に必要なる司獄官の能力養成を云ふに外ならじ

監獄の改良は主觀的に觀察するの理由、略は前段の如し、然らば乃ち其手段方法は如何、蓋し多きを欲せず、唯だ法學一般の概念を研修し依て以て監獄特別の能力、乃ち獄制の真相を發見するに必要な知見を修得するに在るのみ、抑も獄制なるもの固より國家制度の一たる以上は制度全般に貫通する所の法律の知識は必ずや之を修得するに非ざれば獄制の真相も亦之を發見する能はざるや論を俟たず、這是苟も具眼者の容易に識認する所にして余輩が贅言を俟たずと雖も試みに之を實相に照して其誤らざる所以を證せん、例へば吳服屋の番頭にして品物の目利^{めり}を知らず、酒屋の手代にして酒味の如何を辨せず、或は此等の手代番頭に於て其主人の家風は如何なるものたるやを知らず若くは如何なる事まで自己の役柄なるや、如何なる場合に於て自己の責任は免るべからざるものたるやを解せず、空々漠々恰も一時の日傭稼の如く、機械の如く、單に手足を運動するのみを以て足れりとせんか、世人は果して之を適當なる吳服屋の番頭、酒屋の手代と言ひ得るか、立憲國家は法治制度なり、制度とは法を以て支配すとの義なり、上に大憲あり、下に民法典ありて、權力の作用、分配等より人事百般の細事に至るまで遺さず法制に示され、茲に法治制度の完整を告ぐ、而かも制度其物は無機なるが故に之を運用する人の必要起る、人は所謂官吏にして國家なる主權の番頭手代となり、各自分任の局に當る、官吏にしを國家の如何なるものたるを知らず、制度の如何なるものたるを知らずんば前例、吳服屋の番頭酒屋の手代と一般、果して能く其任務を全ふするを得るや、國家の如何なるものたるを知らざれば主人の如何なる家風なるやを知らざる吳服屋の番頭と何ぞ擇はん、制度の如何なるものたるを解せざれば如何なる事を爲し若くは爲さざるの役柄なるやを知らざるの

手代と同じく、凡そ空々漠々として唯た日雇稼人たらずんば機械の運動するが如けん、若し斯の如くにして官民たるの任務を盡したるものとせば國家の制度は果して能く其目的を遂行し得るや、吾人が社會的生活は果して能く満足に希望を達し得るや、蓋し庸愚と雖も其然らざるを知るに難からざるべし、司獄官に法律一般の概念を修得するの必要を唱導する吾輩の意詢に所以なきにあらざるを知るべし、法律的一般の概念を修得すると雖も國家が特別專擔の機關を設定したる以上は亦各自其專擔の職務に必要な知識を修得するの要あるは論を俟たざるべし、獄制は國家制度の一機關として分擔せらる、司獄官は實に獄制機關の運轉手たり、獄制の專攻に練習の必要なるは吾輩の暇々を俟たずして當局者の既に明知する所なるべし、而かも之を云はすして先づ客觀的の改良を重視し、加之之を世人に怒號す、事理を顛倒せるの醜態、吾輩竊かに之を憐れむ

政府は曩に主觀的改良の必要を認めて遠く師を獨逸より招聘し盛に司獄官練習の事を行へり、不幸中道にして師の病没する所となり、忽ち練習の事止む、種々の事情止むを得ざる所あるべしとは云へ、當初主觀的に監獄の改良を觀察したるの明は、政府も遂に一師、没落の爲め其主旨を貫徹する能はずして今は凡俗の眼識と其見を一にしたるの跡あるぞ遺憾なれ

之を要するに目下監獄の改良は客觀的に非ずして主觀的に在り、當局者たるもの少しく眼界を世の大勢に馳せ、區々たる獄制、構造等の不完全に托つけず、脆弱なる船艦を以て精銳なる敵の堅艦を殲滅せんとする勇將の颯に倣ひ飽くまで自己能力の精銳敏活ならんことを力むべし、

歐米監獄要録

○清浦司法次官へ通信

謹啓 滯暑之砌に御座候處閣下益御健勝可被爲在奉敬賀候次に私事不相變無事會議之義も開期十日間にて愈去十日閉會相成り幸に委員の任務も先首尾能く相勤め終り候間乍憚尊慮被安度實は兼て御承知被下置候通佛語皆無不案内のことに候間縱令譯官の附添有之候も萬事に付け定めて不首尾不眚義と覺悟罷在候處意外にも佛國委員の如才なさど外國委員殊に獨逸派出委員の厚情とに頼り何事も上々の首尾公私とも非常の面目を施し始終大得意の方に有之候尙私當地に於ける用向の義も五六日内には略終了可致見込に候間終了次第直に白耳義に向ひ出發致し同地に二週間程滞在夫より伯林に罷越し可申筈に御坐候

獨逸よりはスタルケ、クロー子、ヤーゲマン等の諸氏政府委員として參官致し殊はク翁の如きはドホヤラ參會無覺束談の書面の趣も有之候ひしにつき思ひ設けざるとして一層歡びを感じ申候右三氏とも何れも其の名前だけは既に熟知の人に有之候間初對面にも拘はらずコチラで懐かしく思ふだけアチラでも亦其れ丈萬事懇切に世話致し呉れ非常に仕合せ致し申候ク翁よりは此の中閣下に宛て書面差上げ候に付多分既に御接手相成候事と、奉存候スタルケよりも閣下の御事ども色々御噂致し申候ク翁も當時はモアビートの典獄を罷め内務省專務と相成り其の位置は司法省に於けるス翁の位置と同等に有之候由にて兩氏の關係は何處と

なく東西兩閣の如くに兩々相競ふ所有之説に見受けられ申候是等の事況は親接の上追ひ／＼分明に相分り可申と被存候、ヤーゲマンは全く一個の老(善き意味の)學者たるに過ぎず實務には左程精しからざる様思はれ申候會議中ス、及び、ヤの兩翁は第一部(刑法制度に關する事項)に專屬し、獨ク翁は、第二部(監獄制度に關する事項)に專屬せられ申候私義も第二部の所屬に有之候ひしに付常にク翁の傍にて教へを受申候第二部には白耳義のスタープン翁なども相見へ此翁なか／＼の代物にて常に部の「ソーソリチー」を占め申候議事は、第一部と第二部とか最盛況に有之別けても「トランスボルタション」の利害及、囚徒は工錢を受くるの權利あるか否かなどの問題に就いては甲論乙駁隨分目覺しく壯士的に議論の花を咲かせ申候佛國は我國と同じく刑法に於て工錢給與の規定有之候に拘はらず實際は決して有權的とは解釋致し居らざる趣に有之昨日も當地監獄局長訪問の節談此のことに及び候處局長も無論恩惠的に之を解するの至當なるを信ずとの意見に有之申候

佛國にて調査上最利益を得候様相覺へ候は、「アントロポメトリー」犯罪人の人相調の研究に有之是は會、加地氏かの翻譯物にて、一讀致し候こと有之候ひしが實地研究の上一層大に其有益なることを相感じ申候是は少くも我警視廳位にては是を實行せられ候様切望に有之再犯豫防少なくも再犯確知には的面の効果可有之と確信仕候巴黎にても本法實施以來、非常に英國渡來の拘捕を驅除するの効果を奏し候由に有之申候、尤之が爲め少くも七八人の掛り官(警視廳なれば)必要可有之候に付多少の經費は相かゝり可申器械類は僅に百圓内外にて相求め得らるべき筈に御坐候

佛國にても目下刑法改正案審査中のとは夙に御承知の義に可有之有名なる刑法學者、レブエイ氏は即此起案者に有之幸ひ同氏も委員として會議に列席致し候に付種々其意見を聴くを得申候草案中監獄に關する事項は大略調査致し候に付筆作の上追つて御參考の蛇足に供し可申積りに御坐候云云
右者御伺旁觀略申上度如此に御坐候恐惶謹言

七月十六日

巴黎ニテ 小河 滋次郎

清 浦 閣 下

○久米内務參事官へ通信

(前略)

.....私義も爾來不相變瓦全至極勢能く遊學致し居り候間乍憚御省慮可被成下尊翰に依り近事委細承知致し奉万謝候俗界多事とは正に今日の事に可有之心なき人尙ほ心を傷ましむ、識者の衷情、實に察するに餘まりある義と奉存候八木氏も目下在京の由尊翰に由り始めて承知仕候御面會の節は宜敷く御致聲被下成度定めて餘勇物々腕に鳴つて聲ある勢と被存候.....

中央新聞に巴黎通信と題し麗々と小生の記名あるもの掲載相成り居候由一昨日郷友の書面にて承知致し小

生は一向に該新聞に通信したる覺へもなく且つ一人の知己も無之甚だ不思議に存居候處今日或者より該新聞の送付を受け一讀するに恰かも小生が物好きに名を好んで直接に該新聞に寄稿したるかの如くに掲載せられ赤面の至り心外此事に候此記事に就ては定めて妙な考へを起したる人も可有之迷惑千萬の義に御座候.....

.....小生は本月中旬よりクロイ子翁と共に南部地方の監獄巡廻に同行可仕筈に有之同地方には近年の新築に係る監獄も有之候との事に候間旁々以て參考の益を得可申と存候此頃是不相換毎日「モアビート」に通學致し居り申候此一週間計りは看守の勤務研究の爲め看守と同一の勤務時間に入出致し居り候間毎日五時四十五分の出勤にて午後七時十分の退出、生來始めての苦學に御座候御一笑可被下候然し小生の爲めには特に一の立派なる事務室を與へ呉れ此室には椅子テーブルは勿論洗面器もあれば用水もあり鏡もあれば櫥もあり「ゾーファ」もあれば「ランプ」もあり何時にても獨り部屋に入つて休眠すること自由に候間結句、下宿に居るよりは心持能く下宿には殆んど夜間唯だ就寢の爲め歸寓する位の事に候役人も同じく小生へも鍵を渡し呉れ居り候間何時にても監獄の各所へ出入するの自由有之申候すべて豫想外の歡待、寧ろ氣味惡るさまで懇切なる待遇を受け研究上の都合上々の首尾仕合せ致し申候間御安心可被下候云々

十月十七日

伯林に於て 小 河 生

久米 尊 師 台 侍 史

雜錄

●歐羅巴の監獄 (承前)

ギストン府 エス、ゼーバーロース
在米國 雲 生

○希臘
余が希臘に往きし事は新しき經驗の一なり新希臘は新意太利の如く教育にも新聞事業にも總て歐洲文明を輸入し進歩の域にありと雖も獨り監獄事業に至ては尙ほ東亞的舊態中に埋没せらるゝと謂ふ可し、此國をして監獄事業上進歩主義を採るに至らしむるまでには尙ほ幾多の歳月を要するなり、且つ夫れ吾人は旅行中全歐洲を通して監獄の良否は其國文明の程度等を尺度する恰好の道標たる事を目撃せり、余は希臘にて數多の監獄を見たり、其一是即ちザンテ島の監獄是なり余の該監獄に達せし時は二回の大震災を経たる後なりしか囚人は野外の天幕内に四五十人つゝ一團隊をなし此處彼處散布坐し居れり、斯る有様なりければ有益なる精確の觀察をなし能はざりき、余は如斯假屈に在り乍ら世を侵害せし囚徒

の平靜無異に服役せしを見て實に一驚を喫したり、加之彼等の日用品は頗る粗惡なるものにてありき、惟ふに我米國の囚人は逆も斯の如き天幕此の如き食品を以て満足に拘禁し能はざるなる可し、この帳内にありし囚徒の或者は眞鍮の鍋を手にて他の一入は獸肉一嚮を携へ來り、蓋し囚人は各自の食物を料理して食ふ事を許さるれば也、凡て此監獄の食品は少量なれども彼等は之を以て苦情の種子とはせざるなり、而して監獄内は不潔不犯律を極め囚徒は頗る怠慢なれば見る者をして嫌厭の情に堪へざらしむる者あり、余曾て我合衆國ニユー、オルリアンの一監獄を視し事を今ぞ聯想す、其不潔不規律なる事ザンテの監獄に劣らざる者ありき、余かニユー、オルリアン監獄に倒りし時は恰も亂民の一群がこの監獄より伊太利囚人を引出して殺戮したる三日後なりし、此の亂民は何故斯る慘絶惡絶の監獄を破壊せざりしや、若し然りしならんにはニユー、オルリアンの市民は斯の如き監獄を再び建設せざりしものを事茲に至らざりしを痛く遺憾とせり、

雖然斯る希臘の監獄さへも幾莫か新思想新感情を發揮せざるにあらず然ども希臘政府は貧弱にして事業

の希望と伴はざるを恨どす、彼は皇帝、女王、皇族を養ふの外に二万五千の常備兵を養ふの重荷を負へり、我合衆國聯邦の一なるテキサス州を以て希臘に比すれば其の大なる事十一倍せり、然るに我合衆國常備軍に殆んど同數なる常備兵を有す其貧弱なる事推して知る可き也、されど此國にも亦た愛國の志士仁人なきにあらず、遠く外國に遊びて資産を儲蓄し、故國に歸り來りて之を公共慈善の事業に義捐する者あり、或る癡狂院の爲めに金錢を投じ或はアズンス府に程遠からぬ地に感化監獄建設の爲めに巨多の資財を惠與する者あり、そは同行のエフ、ピー、サンチルン君ト共ニ諸國慈善事業を監督する志士と會談せしことありき、彼等はアメリカ監獄事業に關し尋究せられ我等は之に應じエルマイラ感化監獄の事をも物語れり、彼等の不幸を補益せし事尠くはざりしは余の信して疑はざる所あり、或日曜日の午后余はアズンス府中にある一監獄の試験を參觀せん爲めに出往けり、女王の保護下にある貴婦人は監獄協會を設立し毎安息日監獄内にて囚徒等に讀書、算術、習字、歴史及希臘教信者等を教授せり、其の試験は頗る稱賛す可き者なりしなり、而

して女王陛下は常に小冊子或は書籍を囚徒に散賦するを力め給へり、或日余はベロハンチソスの監獄に往きしとき監房内にては小冊子を讀みつゝありし一囚人を視たり、就て其書の何者なるやを問せしに博士ヅラモンド著「世界最大のもの」テフ有名なる小冊子にてありき、女王陛下はこの書を近世の希臘語に翻譯せしめ之を監獄に施本されしと云ふ、如此現象は大に監獄事業の獎勵となる者なり、然れども悲む可し希臘監獄は依然規律なしと謂はざる可からざる也

○匈牙利

余の匈牙利行は頗る有益にして文明的精神の發揮せる狀況を見て欣喜措く能はざりき、匈牙利人は曾て自由を得んが爲めに戦ひ大革命後は澳大利國と同盟を結ぶに至りたり、

「ピウダベス」未決監、匈牙利に於て該監に優りて善き監獄は決して見る能はざるなり、我北米合衆國監獄大會議の議長ブリンコルホッフ氏曾て我マサチューセツ州ボストン都府未決監を以て米國中最も善き監獄なりと賞賛せられしことあり、されど米國には此外にも善き未決監なきにあらず、即ちバルチモ

「府未決監の如きは是なり、余は匈牙利「ビウダベス」未決監は此等の未決監に伯仲するも決して劣らざるの良監獄なりと考ふるなり、この未決監には獨逸に行はるゝ制度の幾分を採用せり、即ち刑事被告人にも作業を課するの制度の如き其の例なり、在監者は「マツチ」及「マツチ」箱等を製造するを以て彼等の作業となし、機械を使用せずして手業に依る者なり、而して製作頗る巧妙を見はせり、

「コロズバー」感化監獄 在監人は意大利に於けるが如く階級制度の下に服役せり、即ち全監の囚徒を三階級に分ちて家族的組織を形成し司獄官は在監人と共に寢食を同ふし以て家族的感情友愛の情緒を發揮養育するを主眼とするものゝ如し、

○佛蘭西

佛國の事に就ては多言を要せざる可し、蓋し諸君能く該監獄の狀況を知悉せらるればなり、余は首都パリの監獄を視察せしとき、監房内に革命時代に行はれし題目(或は標語とて稱す可きか)ありしを見余は當時奇異の感想に蔽はれたり、抑も「革命時代の題詞とは何ぞや自由、同胞、平等の三大警語にあらずや若し夫れ同胞、平等と云ふことの如きは在

監者に許し居れども自由てふ事は十分に監内に行はれ居らざるなりと云はざるを得ず、されど囚徒の爲めに成る丈の自由は監内に行はれつゝある者の如し余は首都パリの「デ、ラ、サント」監獄に於て分房雜居兩制度併用の模範的制度を観察せり、實際上必要なる手段は力を盡して施行し監獄管理法の如きは頗る美點を呈せり、之を要するに佛國監獄にては囚徒に空役を課する事なく凡て實益と認むる事を實施して餘す所なし是に大に英國監獄制と異なる所とす、

○英國

英國に於ては余監獄を視察することにつき多くの機會を有せざりし、然れども内務省にて監獄事業上老練なる人々と對話し大に得る所ありたり、議長ブリンコルボツフ氏會て歐洲罪囚統計表を調製せられし際英國の統計を其表中に加へざりし、思ふに英國の統計は他國に比して反對の事實を呈すればなり、英國監獄局は昨年の報告書中有益なる事項を掲載せり即ち犯罪減少の事實はなり、其統計の示す所英國は實際の必要に超過せる多數の監獄を有し或監獄の如きは司獄官の數在監囚徒の數に超ゆる者あり、例之英國犯罪人の總數

一八七八年には 二〇八三三人なりしが

一八七九年には 一九八八八人に減じ更に

一八八四年には 一七壹八四人となり尙ほ

一八九二年には 一二六六三人に減却せり、

一千八百七十七年英國監獄、中央政府の直轄となりし以來一般の人口は非常に増加せしにも拘らず犯罪者の數は間斷なく減却する事前述の如し、而して犯罪減少の事實を探索するに無暴行にして財産に對する犯罪及貨幣偽造等に於て最も多きを見る習慣犯の數は八万七千人の總數より一千八百九十一年には五万二千人に減少せり而も其原因何れに在りや余會てホストン某志士と此事に關し談論せし事ありしが志士は其原因を彼國犯罪人を我合衆國に放送するに歸せずんばあらずと云へり、成程過去には此説の事實なりし時代もありしが今は然らざるなり試に倫敦警察の報告を調査せよ六百万の人口に増加せる今日の倫敦は四百万の點首（人首）を有せる時に超ゆる多數の拘留人あさなり、リバーブルに於るも亦た然り何にか故に夫れ然るや、惟ふに斯く犯罪減少の主たる原因は感化院、出獄人保護會の設立、警察制度の整備、監獄遇因法の適宜、及職業的犯人防止法の進歩等に

因せずんばあらず、斯の如き事業は犯罪防制につきては頗る有効の便法なりとす、余と會談せし監獄局員は犯罪減少の理由を主として授職教育に歸し、且つ從來犯罪を防制せんか爲め監獄内に於て實行せし防止法を變して監獄外に於て力を盡して犯罪を豫防制止するの事業を起せしに依ると言へり、然るに或者は犯罪の減少を單に九十四箇の出獄人保護會の力に歸する者あり、或は在監者を訪問する監外有志家の働に依るとあす者あり、區々その説を異にすど雖ども犯罪減少の事實は更に疑ふ可らざる也英國に行はるゝ監獄作業は重きに政府の必要品を製造するにあり、又た空役勞働をも勵行せられ居るなり、余は我米國に英制度を適用せんと欲する者にあらす、彼の作業製造品を官衙の爲めに使用するは政府の便利ならんも只た姑息の方便にして良案となすに足らざる也、

以上陳述せしことは余が歐洲監獄視察に於ける梗概なり、之を概括すればデヨン、ハオールド、エリサベスフライ、法王クレメント第十一世其他志士仁人が粉骨盡身厚生博學の偉功は歐洲監獄の何れにも行渡て囚徒の幸福を貴らしめ道德及身体上に表はるゝ利益

は實に至大なる者なり、感化思想の發達は刑罰思想よりも更に必要なること何處にも是認せられ、監獄管理上に於ても高尙有爲の人物を要するてふことは明に公諸の事實となれり、然り監獄事業に必要なものは何物よりも人物なりこれに優るの必要なるものあるなし、若し人智を盡し人巧を極めて完美ある機關、美麗なる監獄を建設するも道德の要素欠乏するあらば凡ての運轉動作は遂に失敗に歸せざる可らず以て是之を考ふれば監獄問題は決して躁忽に機械的に釋解せらる可きものにあらざる也、

余外國漫遊中高尙有益なる實驗を得たる事一二にして足らず今其の一を語らんか余偶々アズンス市アレヲバゴス丘上に登臨し、曾て使徒保羅の眺めたる「セシラス」の宮殿驚く可き「パーセノン」及美はしき海景を樂めり、而して轉た使徒チロ追想の情に沈めり、彼れが曾て教訓を垂れ「神は全世界の人を一つの血統より造り給へり」と云へる一句を幾度か心裡に繰返したりき、而して余はアコロコリスに往き一丘上に立ち市内を瞰望せりあり昔日保羅が千古不變の真訓を遺せしコリス市は敗潰蕩盡して古趾だに存せずパロが曾て立ちし宮殿は單に圓柱を所

々に散遺するを見るのみにして舊態一つも其跡を止めず、考古學者もコリス市の元と何處にありしやを發見する難きやでに廢潰墜敗せり、然れども彼がものせし哥林多前書十三章愛の教訓は今尙は活きて歐洲凡ての監獄に其勢力を振ひ愈々以て愛の活力は歐洲監獄を支配するを知らずや、看よパロの遺訓は形を變じてザンテ大震災後の慈善事業となりて現はれたるにあらずや、余はザンテの港埠に立ち無數の災罹者を救助せんが爲め英吉利、意大利、希臘の各地より必需の物品食糧を滿載し來りたる軍艦を見たり、斯る實況を目撃したる時余が胸間に躍如として噴起したる感想は是なり、愛の福音より湧出されたる事業は漸く全世界に波及擴充して區域無限なる事なり、誤解する勿れ余は一時の感情に馳られて之を言ふにあらず又た諸君の遇囚法をして姑息的ならしめん爲めに獎勵するものにもあらざる也、余深く信する所あれば敢て言ふのみ、余も愛の活現する千態万狀なり、而して或は外科醫として腫物を切斷する施術となり。若くは疾病を癒さん爲めに執掌する看護婦の柔しきものとなるも其の狀態の如何を問はずキリストの精神に則り敏捷に確實に公正に道理

上に愛の原則を實行せば世を亂り人を害する惡業暗黒は遂に全滅完亡に至らんこと我儕の信じて疑はざる所也」

(大尾)

●何如にせば適當の看守を

得らるべき乎

佐 原 生

曰く試験之上人材を登用すへしと實に然り然りと雖も如何せん今日に在ては看守を志願する者少く且志願者の中にも適當の者至て少し例せば看守採用試験に應ずる者十名ありとするも其内凡そ半數は体格不完全なり故に技術の試験を受くる者は五名内外なり而して其内及第する者は二三名に過ぎず尙其及第者に對して素行等を調ふる時は或は不品行ありとか或は酒癖ありとか或は懲戒免職になりたる者とか夫々不都合ありて採用するに支障なき者は僅か一二名に過ぎざるは蓋し各地方に於ける今日の實況なるへし何故に然る乎意ふに看守巡査は晝夜勤務に服し其勞多き割合には給料少きと紀律嚴格なるにより志願者少き者ならん就中看守の職務は巡査よりも尙一層窮窟にして且勤務なれば尙更以て志願者少き譯ならん勿論給料は從來六圓以上十圓迄と定められしを八圓

以上十圓以下迄と改正せられたりと雖も人智は日に進み社會の事業は近時著るしく發達進歩せしを以て人には最少の忍苦を以て最多の利益を望むの情あれば自然生産的の事業に望みを屬する者多きに至りたるの結果に非ざるなきを得んや

果して人智進み社會の事業發達進歩し利得多きか爲め看守巡査を志願する者少き事實なりとせば國家の爲め喜ぶべきものゝ如しと雖も警察監獄は國家的必要の事業なるを以て社會の進むに従ひ改良進歩を計らざるへからずされは愈々看守志願者少く採用に困難を來す場合に遭遇せは須らく考慮せざるへからず熟々考ふるに目下前陳の如くなるを以て

第一 に看守巡査の俸給を十圓以上十五圓迄と改正すると○此點は勤務に對し實に至當のものなれば多く異論なかるへし既に大小新聞の俸給増額説もあれは敢て贅せず

第二 皆勤且勉勵の者に對して毎年相當の賞金を與ふると○此勉勵賞與は各地方に於て從來之を與へたりしか今日に在ては一般官吏の例に倣ひ勉勵賞與を廢したる所なきにあらず然れども看守巡査の勤務は一般官吏の比にあらざるを以て獎勵上必

とは監獄則第十八條の規定にして是れ小河氏の監獄法講議に於けるか如く人情として父母の死を哀悼するの至性に基き靜思沈案謹んで哀悼の誠意を表せしむべきは道理上當に然らざる可らざるや判然たり而して監獄に於ては此機會を利用して家族的愛憐の感情を興發せしめ以て改其感化の目的をして一層奏効あらしむべきことも亦た判然たり然るに此免役三日間に於ける囚人は悉く果して往事を追想し茫然自失悲痛に堪へず殆んど食を絶つに至るか如き狀あるや否やと云ふ問題は其所遇上に於ける一疑問なりとす果して前述の如き狀情ありとせば一方には之を慰め一方には最も力を極めて之に教誨を加へざる可らず是れ彼等が良心を喚發するに良好の機會なればなり此機會に於て良心を喚發し得ずんば他日好機會を得ること少なければあり然るに目今監獄の實情を目撃するに免役三日間は他の一房に獨居正坐せしめ毫も其坐を崩さしめず又た堅く其姿勢を亂すことを禁せり是故に父母の喪に遭ひ免役を與へられたるものは三日間は正坐の爲めに苦められ却て處罰せられたるか如き心地し懷しき慈親の逝去を悲しむの情も正坐の痛苦に制せられ懇篤なる教誨師の教誨も亦た其

要に之を與ふるを要す

第三 半ヶ年以上皆勤者に對し慰勞の休暇を與ふる場合に官の都令に依り出務せしめ若くは本人に於て休暇せず出務する場合に於ては各自の俸給を準とし其日數に應じて金員を給與すると○此點は獎勵上最も必要のものありとす然るに從來此法の設けなきは遺憾に堪へざるを以て速に實施せられんことを希望す

以上開陳する諸點果して行はるゝに於ては勤勞に酬ゆるに稍々不足なきを以て一時腰掛勤務の弊を除く去するを得奮て長く勵精勤務するに至るへし然らば則ち監獄の改良上に於ても亦大なる効あるへし斯くありてこそ判任待遇の實あるへし

附言 本論中巡査を附記せしは勤勞の稍々看守に等しきを以て共に論じたるのみ他に意あつて存するにあらず

●父母の喪に遭ひし囚人の免役に就て

大塚朝次郎

囚人父母の喪に遭ひしときは三日間免役すと云ふこ

痛苦の爲めに壓せられて管に教誨の其耳朶に及はざるのみならず苦痛の情は憤懣の情に變してやぶれかぶれの燒腹と或り果すに至ることは確然たる事實の余輩に示す所にして免役中犯則を構成するに至る者有も亦其一証なり之を以て余輩が其所遇法の意見としては此免役三日間は規則外の特別ものとして可及的寛大なる待遇をなし隨意の坐法を許容するは勿論其者の希望に依りては或は慰諭的に勤めて役業を授け監房内に於て差支なき限りは無料程の作業を任意に爲さしめ或る時は亦教誨を加ふることゝすれば囚人は其所遇の寛大なるに感奮すると全時に父母の最も尊重すべきものなることを悟り了茲に始めて監獄の感化主義に適するに至るべきなり

免役中作業を執らしたることに付ては或論者は云へり父母の喪に遭ひたる者は業を止め忌服して哀悼の至誠を表するは道義上當に然るべき所にして又一般の慣例にして囚人も又同然たらしめざる可らずと夫れ或は然らん然れども彼惡漢輩に取りては父母の訃音に接したる其當時こそ悼惜の情を發すべきも三日間の免役は彼等は無聊に苦しむの徒曜たるに過ぎずして或時は惡意を惹起し或時は密謀を企つるの餘日

となり却つて免役の本旨に背戾するに至るへし去りとて教誨師は始終臨房せしむる譯にも至らざれば囚人其者をして非道心を發起せしめざるの方便として隨意の作業を爲さしむるは専ら良心を誘發するに出でたるものなれば敢て不條理なりとして論斥すべきものにもあらずるべきか記して識者の示教を乞ふ

問答

●廢眠主人の疑問に答ふ

在東京 淵月庵主人

(一) 元來已決の囚徒逃走罪なるものは或る犯罪によりて刑の言渡を受けしものに非る以上は之を犯すを得ざるなり故に前に刑の言渡を受けし事は本罪の必要條件たり故に立法者が本罪を設け是れが刑を定むるに當て豫め共再犯たる事を認め以て適當なりとせる刑を設けしなり故に已決の囚徒其刑期限内に再び逃走せざる限りは再犯を以て論せざるなり

(二) 此場合には其全瘡に至るまで單に是れが辯論を停止するのみにて公訴權の執行を停止すべきものにあらずるなり從て其間の必要處分を檢事豫審判事

は之れを行ふことを得るなり

●和山生の質疑に答ふ

山 陰 生

看守四人護送中偶々他の外役囚あるを聞知するや果して眼前民家に潜伏するを認めたるときは之れが捕獲の手配を爲すか否やに付ては實地問題にして遽かに單力直入果斷を下す能はずと雖ども時と場合に出會せば充分相當の手配を爲すに躊躇すへぎに非ず又越權を憚るにも及ばざるなり假りに本問を外役囚護送の途中と定めんに外役囚は施行細則第四十四條二項に示す如く一組十人以上と規定する明文より視れば之に付する戒護吏員は相當の人員を要すべく果して然らんに偶々他の役場より逸走して既に眼前の民家に闖入せしを確認せしに丁り今之れを追へは恰も囊鼠の如く輒く捕拿するを得へし然るを對岸火災視して放任せば犯人は將に其跡を始晦して驢馬亦追ふへがらざる間髪の時時に切迫せり此場合に於て若し生か假定の如き相當の戒護を付しある護送とせば一時護送の囚人は同僚に委嘱し直に捕獲の手配を爲すへきは素より又職務上助力すへきは當然の義務なり

爲すに至らざる限りは彼の牢衣を施し一時を抑制するの時期に至らざれば結局寮間隔離したる監房に幽閉するの外他に適當なる防禦の眞手段をかるへし然るに猶轉迷悔悟せず續行するときは已むなく相當の戒具を施用するも亦一の強制的執行の方便ならずや素より此場合に際して二者擇一の措置を施すは獨り當局者の方寸如何に任するのみ敢て乞大方の斯道家啓蒙の仁を吝まざらんことを

●第六卷第十號淵月庵主人の

質問に答ふ 在 濱 天 外 生

(1)余は被害者の許諾は犯罪構成に影響を及ぼすへき場合ありと思料す即ち左の如し

第一刑法上に於ける者

(1)幼者を略取誘拐する罪

(2)猥褻姦淫の罪

(3)有夫姦の罪

(4)強迫の罪

(5)誹毀の罪

(6)牛馬以外の家畜を殺す罪

(7)公然人を罵詈嘲弄する罪

りどす之に反して自己一人にて法術等、押送の途次右の場合に臨みし時は如何にと云に此場合に在りては現に前程を逸走するを認むと雖ども他に頼るべき所なく到底助力するの遑なきを以て徒らに看過するも蓋し止むを得ざるの實際なり故に假令焦眉の急機に迫ると雖ども自己の本務を抛棄して他人の懈怠を補ふ迄の強制的義務あるに過ずと雖ども必竟事に害なく後顧の憂なき限りは他の看守者に囑して充分之れか助力を供給するは獨り職務上の義務を活用する而已ならず一は監獄内の靜謐を保し一は社會の公安を持する蓋し尠少なからざる也

二問に答ふ

茲に頑冥惡漢の徒にして違令犯行交々起り隨時戒食監室に至らざる所なく相當の處罰を試むるも雖も聊も其驗なく日夜發聲擅に他房の妨害あるを以て得意とし制止を肯んせざるものあり之れか遇囚上に付ては夙に當局者の苦心する所なり此等の匪徒は自棄の念増長し如何なる處罰を與ふるも絶体其驗なく結局時と場合によりては強硬主義を採り非常手段を勵行するに非ざれば監獄内の靜謐を保持する能はず然りと雖も本問の如き單に日夜發聲云々に止り未だ暴行を

第二特別法上(即ち規則上)に於ける者

(1)新聞紙に記載したる事項の錯誤に付正誤の請求に應ぜざる罪

(2)他人の版權を侵す罪

(3)他人の寫真版權を侵す罪

(4)他人の特許權を侵す罪

(5)他人の意匠を侵す罪

(6)他人の商標を侵す罪

(7)法律を以て組織したる議會並議員を公然誹毀侮辱し又は強迫恐喝したる罪

以上犯罪の性質たる凡て人の内行若しくは名譽に關し之を世に公する時は反て被害者に損害を與へ若くは犯罪の成立不成立被害者にあらざれば確知するを得ざるものあり故に此種の犯罪に付ては法律規則に特例を設け被害者の告訴あるに非されは其罪を論せざる者と定めたり故に被害者の告訴は犯罪構成の必要條件にして被害者の意志如何によりて之を生死せしむるを得るなり之れ其許諾は犯罪の構成に影響を及ぼすものなりと謂ふ所以なり聊か以て問者の參考とす

(2)余は本問に就ては詳論せず唯た刑法第三百廿五條

を以て論すべきものなりと答ふるのみ

●「被告人の精神錯亂は公訴權の執行を停止すべきものなるや」との廢眠主人

疑問に對して、横濱、顧、珍、漢

余輩は、一、刀、兩、斷に、公訴權の執行を停止すべきものなりと答へん今其然る所以を知らんと欲せば、一、休社會が公訴權を生ずる原由如何を説明せば本問題も亦自ら明瞭なるに至らん

抑も公訴權の依て起る原因は犯罪の一點に在り今其故を考ふるに社會は犯罪者を罰するの權あり而して其權は如何ある處より生ずる乎と云ふに即ち社會刑罰權の原因如何の問題に存するも是は本問題外に在るを以て茲に之を略し兎に角社會には人の生命自由名譽財産を剝奪するの權あるものと斷定し置かん、而し此權たるや容易ならざる特權と謂はざる可からず何んとなれば今日人の生命名譽及財産ある者は貴重せざるべからず安固ならざるべからずとは社會自ら唱道する所なるに却て自ら此貴重すべく又安固を要する生命名譽及財産を剝奪するが如き所業を爲せばなり、乍併社會は素と害せられざるの權を有する

を取押へることを得るも單に包藏隱秘せるのみにて危険瞬間に切迫するが如きの虞なしと斷定するを得るときは可成之を默過し直に其旨乙縣官吏に通報し乙縣官吏の處置に任すべきものにして事實取調の如きは斷して行ふ能はざる者ならんと思料す其理由たる甲縣看守の如き甲縣に對しては看守の職責の職務ありと雖も乙縣に對しては毫も其職責なく普通人民の參觀と敢て代る處非ざるなり然るに若しも甲縣看守にして擅に利器を取押へ之を取調へをなすか如きとあらは之れ其職權を濫用せしのみならず實に乙縣監獄官吏に對し侮蔑したるの行爲たらざるへからず然れども今將に此利器を以て自殺を企て若くは獄舎を毀壞しつゝあるものゝ如きは甲縣看守にあらすして普通參觀人と雖も決して輕々に看過すべきものにあらず直に其利器を取押ゆへきは之れ人たるものゝ義務たるものなり乍併事實取調の如きは如何ある場合と雖も危害已に去りたる後の手續たれば決して之を行ふ能はざるものなり何とあれは之れ獨り乙縣官吏の得有する職權に屬すべきものにして甲縣看守が職權の及はざる所たればなり

故に余は或場合即ち危害切迫し一時も猶豫すべから

が故に其害を蒙りたるときは之れを罰するの權あるは勿論なり併し單に之等の權利ありとするも其之れを實行する方法なくんば終に有名無實の虛權を有する一般なるに至らん然らば其方法は如何して可なるか、是れ只公訴權を社會に有せしむるの一事あるのみ然り而して公訴の目的は即ち犯罪を證明し刑の適用を要するに在りとは我刑事訴訟法第一條の明示する所なり

夫れ然り公訴は既に刑の適用を目的とし即ち刑罰權の實行を要求するの權ありとせば其精神錯亂せる被告人に向て豈公訴權を執行するの必要あらんや蓋し精神の錯亂は刑罰權の實行を停止するものなれば其刑罰權の實行を要する公訴權亦從ひて停止すべきは最も理の易き所たればなり

●第六卷第九號東海生の質問に

答ふ 天 外 生

東海生曰く甲縣看守乙縣監獄へ出張事務觀察中偶々在房の囚人にして利器を包藏せるを認たり此場合には甲縣看守は直ちに其利器を取押へ事實を取調ふることを得るや否やと本問の如きは場合に依りては利器

を有する時機を除くの外は決して利器の取收事件の尋問等をなすべきものにあらすして乙縣官吏の處置に一任すべきものなりと論斷する所以あり

●同第二問に答ふ 天 外 生

本問は前奉職し居りたる監獄より某囚徒逃走したる趣其地發行の新聞紙上に於て閱讀知悉せり而して某時散步の途上某逃走囚の市中(後看守奉)に徘徊するを認めたり此場合に於ては直に之を捕縛し得るや否やと謂ふにあるものゝ如し本問の如きは身看守にあらすして普通人民と雖も逃走囚にして人違なき限りは刑事訴訟法第六十條により直に捕縛するの權あるものとす即ち逃走の如きは現行犯の繼續たるものにして決して非現行犯と同視すべきものにあらす然れども今假に余輩をして斯る場合に際會せりとせよ余輩は先づ人違なきや否やを確むると同時に又本犯が當時満期出獄すべきの期に非ざるや否やを考定し果して人違なく其且つ出獄すべき時期に非ざるを確知せば直に狹臂を伸はして捕獲すべく若し又人違にあらずるも當時出獄すべきの時期たるを知らは一應其出獄の理由を質し且つ新聞紙の風説を聞かしめたる

後徐ろに相當官署ニ同行を要む若し此要求に對して應諾せざる乎或は逃走せんとするの模様あるときは之れ十分に其不正たるの舉動を察知するに足るか故に直に捕縛し相當官署に引致すへし之れ余輩の處置人權を重んじ可及的犯罪者の名譽を保護するに出つると共に萬一の誤りを防止せんか爲なり然れども之れ余輩自身が實際に遭遇したるときの場合を略述したるに過ぎず故に本問の如く捕縛するの權ありや否やを論究するに當ては余輩が斷論斷定の如く捕縛するの權ある者と確答するに躊躇せざるなり

●質疑

横濱 頼 珍 漢

一數刑執行四に對し獄則懲罰を繼續執行し得ざるか否
一携帶乳兒に間食物の差入及購求を許すも差支なきや
一爰に無籍外國人(歐米)たる囚人あり在監中能く獄則を謹守し作業に勉勵し且つ改悛の行爲あり然れども只一の欠點と云ふは彼等の慣習上日本人の如く正坐する能はず常に胡坐をなし又は足を投げ出し居れり、此場合に於て其正坐する一事は以て賞

表を授與するの妨礙となるや否

●質疑

研究 生

甲縣の看守は乙縣の看守に轉任するを得へきや

●質問

在東京 廢 眠 主人

(一) 執務中の官吏に向て馬鹿野郎、穢多、と罵りしものある時は此者は刑法上如何なる制裁あるか
(二) 御料の財産に對し損害を加へたるものある時は如何なる裁判所に如何なる訴を是れか加害者に向て起すへきや

●質疑

在大阪 洋々 散士

(一) 欠席判決に對し檢事は五日間内に控訴を爲し得るや若し得るとせば刑事訴訟法第二百五十二條に依り被告人言渡の即日欠席判決ありたることを了知せりと假定せば被告人は三日内に故障又は控訴を爲さざれば其判決は確定するにも拘はらず檢事は五日の控訴期間あるを以て一方には確定したる欠席判決を攻撃するを得るの不都合を見るに至るなきか

(二) 欠席判決に對し被告人故障を申立て更に欠席したるときは刑事訴訟法第二百三十條三に依り更に故障を申立つること能はざるは明なれども尙五日間に於て控訴を爲すは妨げなきや敢て會員諸君の明教を仰ぐ

雜報

●看守教習規定に就て

新たに採用したる看守は先づ教習して後本務に就かしむる規定にして其新たに云ふ文字の解釋に依りては會て看守たりしもの一時辭職し再び拜命したるものまでも教習せしむる如くに思ひ教習せらるゝ處あり又看守精勤證書を有したるもの、看守長及看守副長たりしものも再び看守に奉職するときには教習せしむる有様にして教習の實を失ふか如き感なきに非らず今般看守採用規則も改正となりたるを以て其無試験採用するものゝ内右等のものは教習をせしめざるかもし教習するも雖とも其期間を短縮することに改められんことを望むなきに看守志願者の少き今日に在りて是等の二ヶ月を経教習を終らざる

きに入園俸に昇ることを得ざるが如きは條文に拘泥し其實を收むる能わざるものと云ふへし而して又之れに反し陸海軍下士卒等より無試験にて採用したるものは監獄に關する法令規則には通曉せざるか故充分教習したる後本務に服せしむるの必要あるべし

●看守採用者身元調に就て

看守を採用するときには町村役場若しくは前任廳に照會すべき旨此程一般へ通牒ありしにや聞さしか此の如き取調はいづれの府縣と雖ども從來施行し來られたるものならんに今日に至たり斯かる通牒を見るに至りしは或は身元調もせずして看守を採用せらるゝ府縣ありしに依るか吾人の希望は看守の身元調は充分綿密に爲し單に町村役場のみならず原籍若しくは居住地の警察署に照會し嚴密に内偵せしめ然る後に採用するに非らされは治獄上言ふ可からざる失態を惹起するに到る可し當局者の明素より已に注意あるは論を俟ざる處にして今更掲記するは矢張十日の窮たる譏りは免れざらんか

●雜役と稱する囚人に就て

囚人中雜役と稱し一定の科程なく使役せらるゝものあり多くは贗工に於ける護の配付、製品の取纏め米

掘工に於ける米の白揚げ工場内の掃除等にして看守又は授業手の指揮を受け諸数の雑役に服し中には科程検査の際敷量を取調らへしむる處もありて是等雑役に使用せらるゝ囚人は比較的身體を勞せず又科程なきを以て大に役業上の自由を得るか如し囚人中此役に使用せらるゝものは實表を與へられしよし名譽せせりとか面して又雑役囚と他の囚人との間に於て往々情弊を生出し假令は米工の雑役なるときは白揚の際米の精け揚げたるや否を識別するに或ものに對しては殊更精真に仕揚げしめ以て其者の科程を揚からざらしめ又或者に對しては未だ精け揚げざるに早く白揚を爲し之れを保庇することありとか聞きぬ會て舊監獄署に於て傳告者誘工者の設けありしも斯くの如き弊害あるか爲めに廢止せられし趣あるに今日尙は傳告者誘工者に於けるが如き弊風あるか如きは當局者よろしく戒心せらるべきことにして雑役囚は可成之れを廢し若しも廢せられぬ場合には之れか撰擇及監督には一層注意あらんことを望む

●看守長以上と囚人

囚人にして看守長以下のものに面談せんとするときには看守に願ひ出て夫々相當の手續を運ひたる後初め

昨云ふ

慰勞文

と甲午夏七月初朝鮮國東學黨の亂起りしより延て日清の葛藤となり遂に平和は破れて征清の大詔を拜するに至る此時に當て我親愛ある足下亦非常令に應し所謂投筆戎軒を事とするの重任を帯ひ棉風沐雨或は氷雪に寝ね或は飢餓に馳驅し萬艱に當り苦楚を嘗む殆一年偉功を奏し無二の榮譽を荷ふて凱旋せらる而して今や再び一堂に相會するを得るも其勞を慰するものなきを奈何せん只同僚相謀り銀盃壹個を製し之れに刻するに櫻花を以てするものは敷島の大和心を人登波は朝日に匂ふ櫻花の吟詠空からざりし實を後世に傳へんと欲するの微意に存す茲に聊之を贈呈し一は以て遠征の勞に酬ひ一は以て凱旋歡迎の意を表せんとす不悉

●在監死亡者追吊法會

大分縣監獄署に於ては去十月廿七日午後一時より在監中死亡せし五百卅餘名の生靈に對して第二回の追吊法會を同署内に於て舉行せられたり當日の僧衆は本支署教誨師及び元教誨師等の數氏にして教誨堂佛前香花等の莊嚴は頗る周到なりし先づ典獄の告諭あ

て面接することに定めたる處もありて容易に囚人より看守長又は作業主任書記杯へ談話すること能はすと云ふ斯かる有様にては看守長以上のもの囚情を知悉することも十分ならず又作業上等に就きても上下の間隔絶せし爲め不便多き故書記看守長は工場監房等に於て必要の場合には適宜面接し訓諭若しくは申告を聞かれたるものなり

●從軍者慰勞會

宮崎縣監獄署員は十月十七日の祭日をトシ龔に從軍せし和田安三郎弓削定憲林宗次郎黒木光瀬尾房次郎の五氏今般復職に付氏等從軍中の慰勞會を午后六時より磯久亭に開き會員四十餘名野村龜次郎氏は總代として開會の趣旨を述べ終て一同起立 天皇陛下萬歲帝國萬歲凱旋諸君萬歲を三唱し和田安三郎氏は答辭を述べ續て祝詞演說等之れあり各十二分の歡を盡し全く散會せしは午后十時頃なりし因に記す會場は於て和田氏外四名へ左の慰勞文を添へ銀盃一個づゝ贈りしと又大久保傳氏は一應看守部長に復職せしも今般憲兵曹長に任せられ目下陸軍戸山學校憲兵養成所に入學中に付銀盃は慰勞文と共に郵送せり但銀盃の中には櫻花外には祝征清軍何某君凱旋と鐫刻せし

りて一同佛前に禮拜し典獄以下職員一同順次に燒香を行なひ其間に吊文の朗讀あり夫より讀經始まり其間に惣囚の惣代として有賞表囚一同を順次に燒香せしめ終りに一席の教誨ありて退散し引き續き女監の佛堂に於ても粗同様の式ありて午後四時全く終りを告ぐ而して當日朗讀ありし典獄及び其他の吊詞は左の如し

○明治廿八年十月廿七日日本署在監人死亡者に對し第二回の追吊會を行ふ、汝等此世に在るや一朝法網に觸れ縲紲の人となりしも其身已に亡し罪科又隨て滅す、而して親戚故舊なく或はこれあるも遠境にありて香花を供し祭祀を營むと能はざるものありて亡魂幽界に迷ふもの渺からざるへし、假令一旦法網に觸れるも齊しく之れ同胞にして此暗鬱たる悲境に沈淪す最も哀むべきなり、嗚呼數多の亡靈希くは迷界を離脱して永く地下に瞑すへし、茲に清典を薦む魂勞歸として來り饗けよ、

○維時明治廿有八年十月念七日日本監第二回の追吊法會を舉行せらる余今爰に敬識に従事す聊さか所思を陳し以て死亡諸子の遺靈に告ぐる所あらんと欲す夫人に生死ある猶は花に開落、月に盈虧あるか如し月

盈るか故に虧け花開かずんば何ぞ萎落せん、吾人は既に一たび斯の生を感じりそれ誰れか死を免るゝものあらんや、然れば則ち死の事たる固より常數にして深く心を傷ましむべき所以のものにあらず、然りと雖も唯その時と處とを得ざるに致りては最も悲哀せざるへからず、熟々世上を通觀するに數千萬良民中能く衛生を重んじ移めて危難を避くるに注意怠らずと雖も尙は禍害天折に罹り老に先ち幼を殘し又水に溺れ震に斃れて忽ち人間當行の務を抛ちて空しく黄泉の客となるもの少なしとせず寔に痛傷の至りあり、況んや躬自ら此慘憺たる縲紲の悲境に陥り且つ此不幸を招きし諸子に於ては之を惆悵せざらんと欲するも豈得べけんや、願ふに諸子の死せる其二者の關係如何、久しく郷里を捨てて定省の務を缺き、自ら法網に觸れて固圜に繋かれ而して不幸之極鐵窓の下憂悶呻吟怨を呑んで空く鬼籍に入れり、これ豈死處を得たるものと謂ふべけんや、又曾て養育に樵枯せし父母は旦暮閨門に倚りて子等が歸郷を望みしぞ、饑寒に窮迫せる妻子は日夜村巷に泣ひて子等が放免を請りしぞ、特に優渥なる 朝旨は切に子等が改過歸良の曉きを待ち給ひしぞ、而して子等は其

聖意に奉答し其當務を果たし其慈恩報はずして遂に近けり、これ即死時を失するの甚しきものと謂はざるべけんや、況んや死後其祀斷へ幽魂空しく三塗に彷徨せるもの其遺憾幾何ぞや、想ふて茲に至らば春曉の花秋露の月未だ曾て斷腸に堪へずんばあらざるなり、
茲に本縣典獄仁慈の厚き、諸子の遺靈を吊せんか爲め時差香花を供し懇懇に佛事を施作せり、諸天聖衆定めて降臨し給ふらん、嗚呼幾多の亡靈よ今斯の勝縁に値ふて佛陀の願力を感受し、速かに苦海に越へて彼岸に達し、應化自在の妙用を得て以て多生の息所に報答するに至らば亦遺憾なかるへし、嗚呼靈乎靈向くは髣髴共に来りて此盛筵を享けよ、
○維時明治第廿有八年十月廿七日日本監第二回死亡四追吊法會の典を舉行せらるに際し芳達席末に列するを辱ふす、謹むて既亡者五百三十餘名の精靈に告ぐ、
緒かに聽け々々語に曰く其罪を惡んで其人を惡まずと熟々惟るに中古已來各國の政綱區々にして其實を見聞する事甚だ稀なりしに今や億兆一視至仁至德の聖朝に生れ、一時その私欲に欺かれ天地の公道を左まら懲誌の國憲に觸れ在監縲紲の中に於て右に懲誠

金貳百圓を下賜せられたり

●有松内務書記官の巡視

同氏は福島、宮城、岩手、青森の各縣監獄、警察巡視として本月二十日出發せられたり

●浦監獄課長の巡視

同氏は印南課員及會計官二名と俱に東京集治監を巡視し終て千葉、埼玉等の近縣巡視として本月十七日より出張せられたり

●坪井課員の歸京

德島外三縣を巡視せし同氏は歸途尙山口縣を巡視し本月十四日を以て歸京せられたり

●大日本監獄協會證狀配布

同會にては名譽、特別、終身、及維持會員に對し證狀を配布せり而して此證狀に掲ぐる肖像は紀元千四百十三年清寧天皇の四年天皇御親ら因籍を録し賜へる御圖に畏くも 皇德を稱揚し奉つらんとする趣旨にて調査委員小原重哉文學博士黒川眞頼氏等の校閱を受けたるものなれば其時代に徴し毫も遺憾なく極めて精妙の圖按なり

●同協會常集會

本月十七日上野公園内榎松亭に於て同會を開會せし

●八木秀太郎氏の叙勳及金員下賜

奈良縣典獄八木秀太郎氏は明治廿七、八年の戰功に依り今回勳六等に叙せられ單光旭日章を授けられ尙

左に教誨せられて自得する所の德義と業務とを以て滿期放免の後には人世の信用を挽回し社會に游泳して君父の恩をも報すへきに、豈圖らんや幽窓床下恨を呑んで死没する事を、就中親故の縁なくして追還の善に遭遇せざるもの歟とせず誰れかこれを惻隱せざらんや、然るに矢部典獄閣下を始め司獄官諸君、外に懲罰嚴父の威を執り、内に慈愍愛母の情を懷き爰に此法會を修し維れ善維れ福以て追ひ以て吊せられるに方り、彌陀世尊救苦衆生の本願を捨てず爲物の大悲を垂れ、炎王光力をして三塗の黒闇を啓き受樂無間の安養界に到らしめ給はん事疑ひかし、嗚呼喜はしき哉や曩の鐵念羈縛の呻吟に更へ、今又解脱自在の快樂を得る事、一は 皇上優渥の恩賜、一は法皇超世の矜哀眞俗相資けて此大利を蒙むるなり何ぞこれを感戴せざらんや、芳達教誨せし往事と此勝會とを交々觀察し所思を陳へ以て吊す、幽冥所を異にすと雖も精靈等共に來りて此法味を享けよ、

岡田大學教授を初め當局者三十餘名會同し囚人給與工錢に關する討議及岡田學士の條件付裁判に關する演舌等あり例に依り盛會なりし

●看守採用規則中の改正

我人の希望したる看守採用規則の不備は今回内務省令第十七號を以て左の如く改心せられたり

第一條を左の通改む

看守は試験の上採用すべきものとす但左に記載する者は此限にあらず

一 曾て看守長看守副長又は陸海軍監獄看守長の職を奉したる者

二 看守精勤証書を有する者

三 陸海軍現役満期下士以上の者

四 陸軍兵卒にして現役満期となり又は戰時召集を解除せられ下士適任証書を有する者

第二條第三號中（若くは自己の便宜に依り看守を辭職し）の十七字を削る

第七條中（試験の上）の四字を削り同條宣告事項第三項中（從事し）の下に（五箇年未滿にして）の八字を加ふ

●陸軍衛戍監獄會議

に依て獨立生計を保たしめざるへからずとは風に予報の宿論にして時に觸れ機に投し之を辯擧することゝを怠らざりき故に苟も斯道保護の一令出づる毎に快聲を發し慶賀を表すること亦當局者に譲らざるなり本勅令中土地の狀況とは如何なる場所を指して之を云ふか暫らく限定するに由なしと雖も蓋し物價高直の地方生活高尙の土地及び民家寡少にして住居を求むるに不便なる場所等を意味するものならんか特に看守の如きは監獄近傍に住居せしむる必要あれば當局者たる者宜しく其狀況を査定し成るべく公平に保護せられんことを希望に堪へざるなり

●受負人には深く注意せよ

需用品に素品に製造品に購入販賣の頻繁なるは官署として監獄程の所は實に珍らし、然る故か賣買上に關し世に醜聞を露はし民間の攻撃を喰ふも亦監獄程屢々あるものなきが如し而て多く火元は用達受負人等に關係せざること稀れなりとす斯かる事柄は醜中の最も醜たり深く注意ありて可なり

●給仕小使の使用方

監房炊場工場等に給仕小使等を遣はし在監人と接觸するに側ら戒護者の居るを認めざることば往々支署

曩に陸軍法官部に於て開會せし陸軍衛戍監獄長會議は専ら條例規定の施行を齊一にし獄務の改良を圖る趣旨にて兒玉法官部長より其方針を訓示し且下問三十二題と監獄長提出の議題百六十餘件を審議せり而して決議の主たる事項は左の如しと

一 衛戍監獄囚徒は軍事教育を必要とし日々二時間體操と運動を行ひ一時間學科を修めしむる事

一 在監者教育は軍事教育の外普通教育を行ふ事なし

一 囚徒の敬禮は監獄園内に限り行ふ事

一 看守囚徒護送途中に於ては何人に對するも敬禮を行ふ事なし

一 從前囚人の服色は不經濟且變色し易きを以て其色を淺黃とし其式は適宜に調製し試験の爲め當分二三名に着用せしむる事

●巡查看守の宿泊料

今回勅令を以て巡查看守は土地の狀況により一ヶ月一圓以上三圓以下の宿泊料支給することを得へしと發令せらる警察監獄の如く官紀の府にして而かも己れを正ふして人を直ふする所謂師標的職務にある巡查たり將た看守たる者には少なくとも職務の報酬に依

に於て實見する所殊に留置場に在ては殆んど平然たるが如し監内の密事時として外間に漏洩する蓋し故なきにあらず監督官たるもの少しく注意あつて可なり

●女監取締の定員

現行女監取締定員に困難するは當局間異口同音に唱ふる所而して其筋に於ても事情を認めりと聞り毎度かから一時も早く其制の發表あらんことを切望に堪へす

●監獄の幽靈

押丁全廢したる地方に於ては官制上に名義なき一種奇名を附し小使と戒護吏の間に位する者を置き用務を辨する所ありと聞く予輩容易に信を置かされども若し事實なりとせば何ぞ困て姑息の策を取るや押丁を復活せしめて可なり

●警部看守長の俸給

警部看守長の如く服制ある官吏の俸給は少なくとも九級若くは八級以上にあらざれば職責相當の品位を保つこと甚だ困難なりとの噂は風に當局間にありしと聞へけるに茲に一の障礙物とも云ふべきは一昨年の官制以來六圓乃至十一圓の特別判任出來たることは

れなり之れか爲め一方には比較論杯出て居るとの事も兼て耳にし予輩甚だ謂れなきを痛念する所なりしに近頃前者の意見愈々斷行、警部看守長は九級以上にせらるへしとの風説稍や信なるものゝ如し警部看守長は獨り服制の散財のみならず彼の六圓以上の縣屬郡書記等と一視すへき職務者にあらざるは具眼者の能く知る所なり區々たる權衡論杯固より取るに足らざれば一刻も速に實行せられんことを望む

幻夢 道樂生

◎冬枯の花 は府縣會場に咲つゝあり、嵐山、墨堤の櫻花は、風雨、斯道の花は、原按狼藉を厭ふ
◎二倍按 は年々歳々、横濱監獄を煩し來る、當局者、十二倍の勇氣を鼓せされば、此驟雲を排除すること能はざらん

◎珍客 四十餘名廣島監獄に在り、聞んど欲す、接待、配膳の内況、彼の新聞、通信の外觀的報道は、參考に資すること少し

◎小河夫人 近く、吁、何故に、君か、歸朝の壯を待たざる、吁、呼へとも聲なし、今や魂魄西に遊ひ、君か細中の夢に入らん、嗚呼、悲ひ哉
◎戀歌 「吾戀は襟の上匂ふ風なれや爪に逢ふとも

大日本監獄協會雜誌第七十九號寄書欄に於て看守採用規則の退職賜金者に及ぼす影況と題し論述せしが爾來當局者に於て該訓令第七條第三項を嚴格に解釋し看守たるものは終身看守を辭せざるの義務を有するものなるを以て假令五ヶ年を経過したるものと雖も自己の便宜を以て辭職を願ひ出たるものは必ず懲罰免職として一時賜金の利益を失はしむる様解釋するとの傾向ありしを以て散士其の後更に慷慨生なる匿名を以て本誌第六卷第三號を以て看守五ヶ年以上勤續のものにして誓約に違背し辭職するときは懲罰免職とするか將た依願免職するかに就てと題し立法者は五年以上勤續の看守にても自己の便宜を以て辭職したるときは必ずしも懲罰免職とすべしとの精神にあらざることを詳論せり然るに果せる哉今回即明治二十八年十月廿九日內務省訓令第十七號を以て其の不明瞭なる點を補ひ一層之を明瞭にせられたり今其の改正の點を挙げれば從來の看守採用規則第一條は看守は必ず試験の上採用す可きものとし是が例外二個あり即ち第一、看守精勤證書を有するもの第二、看守長又は看守副長たりしものは是なり然るに今回の改正は之に加ふるに更に左の三個を以てせり

日の目見たさに」とは大分の男囚、同女囚に送る情歌、三十二文字、能く四情を、寫し得たり
◎其返し 無筆の女囚、返歌罷はす、即、小石と焦飯とを贈る、是戀し焦るゝの意、装束も地獄も、戀は餅もの

◎監獄屋 繁昌の期節來る、況や、數萬の無賴、清、臺より歸來し、爪牙を磨しつゝあり、此景氣、冬物、賣出しの廣告は、之れを、廢するも可ならん
◎刑期無刑 とせば、監獄は、明家となるの覺悟を要す、監獄の明家は國家の慶事、然れ共、道樂生の放言、何人に向つて、之れを呈せん、故に「刑期有刑」と修正の、動議を發す、休職看守諸君、乞ふ、賛成せよ

寄書

●看守採用規則の改正を見る

在大阪 洋々 散士

明治廿六年十二月十九日內務省訓令第二十六號を以て看守採用規則發布せらるゝや之が解釋に就き種々の説ありて屢本誌に掲載せられたるが散士も亦曾て

(一)、陸海軍監獄看守長の職を奉したるもの(二)、陸海軍現彼滿期下士以上のもの(三)、陸軍兵卒にして現役滿期となり又は戰時召集を解除せられ下士適任證書を有するもの
此改正は誠に至當の事と思考す何となれば一方に於ては軍人を優待することを得他の一方には軍人の如きは規律嚴正の軍事教育を受けたるものなるを以て監獄の如き紀律的職務に従事するに最も適當なるを以て監獄も之か爲に適當の人物を得るに至るものなればなり、次に第二條第三號に從來(一)巡查看守懲罰令に依て免職せられたるもの(二)官吏懲罰例に依り免職せられたるもの(三)自己の便宜に依り看守を辭職したるもの此三個の場合には必らず二年を経過せされは再び看守となるの資格なかりしが今回の改正は自己の便宜により看守を辭職したるもの、一項を削除せられたり故に將來は五年未滿にして誓約に違反し看守を辭職することあるも直に再び看守に採用せらるゝの資格あるものなり此の改正は看守たりしものを保護し過ぎるの嫌ひあり何となれば第七條第三項に於て五ヶ年未滿は一身の故を以て辭職せざる事を誓ふものなり然るに五ヶ年未滿にして辭職す

るも直に再び採用せられ得るの資格ありとせば此の誓約は殆ど無効に属するの嫌ひあり散士は若くは自己の便宜に依り看守を辞職しの十七字を削除せずして若しくはの下に「五年未満にして」の七字を加へざりしを憾む第七條の試験の上の四字を削除したるは誠に至當と思考す何となれば無職にて採用したるものは誓約し試験に依らずして採用したるものは誓約せざるも可なりと云ふは誠に不都合なるを以て凡て看守に採用すべきものは誓約するが如く規定せしは誠に至當と云はざるを得ず次に同條三項に一身の故を以て辞職するが如きこと決してあるまじきとありしを五ヶ年未満にしての八字を加へたる誠に至當のことなり何となれば看守給助例に依り五年以上若くは十年以上勤続者には退職賜金又は年金を附與するが如く規定しながら終身自己の便宜を以て看守を辞せざることを誓はしむるが如きは前後矛盾するの規定と云はざるを得ず然るに今回の改正は滿五ヶ年は奉職の義務あるも五ヶ年を経過せしときは何時自己の便宜を以て辞職するも敢て差支なしとする今回の改正は大に看守の權利を伸張せられたるを以て散士は日本全國の看守諸君の爲めに萬歳を三唱せん

して幾何かある卑見によれば是れ畢竟資本金の關係に於て永續し得ざるものゝ如し實に遺憾なり云ふ今吾輩が茲に最も簡易にして成立し易く最も有益にして永續し得べき法方の二三を列舉し有志諸子の參考に供せん

一相當の人を撰ひ社長一名を置くこと

(地方有力者又は其監獄を推擧する可なり)

一社員中より數人を撰定し委員を置くこと

一社員は總て地方有志者を以て組織すること

一社員は左の義務を負担せしむべきこと

社員は身分に應じ出獄者職人を引受け或は僕(或は工夫)或は農夫(或は手代雷則)となして各正業に服せしむること

蓋し巨萬の資本金を募集せんと企圖するにこそ一朝一夕容易に會社の成立も出來ざるなれ若し吾輩が右に其大略を列舉せしが如き方法に則り所謂精神的の集合により公共心を捧けて該會に入社する事を得るものとせんか決して難事にあらず此方法にして完全ならしむるときは別に巨萬の資本金を要せずして圓滿に永遠に社會の一問題たる出監人保護事業を完了するを得へし殊に僻陋地方の如きは此方法を以て最も適切と思考せり

出監人の保護に巨額の資本金を使用し並合同宿を設

と欲す
附り從來の誓約書は終身一身の故を以て看守を辞職せざることを誓ひしものなるを以て更に此の際從前の誓約を改めて滿五ヶ年の誓約と變更せざるを得ず

●出監人保護會社設置に就て

駿馬府久田生

該問題に就ては吾輩聊卑見なきにしも非ざりしが未だ時機の至らざるを思ひ(其實筆)敢て吐論せざりしが近頃數々其談の耳にし其記事の紙上に表はるゝを見るに至る何ぞ欣舞に堪さらんや吾輩も亦其驥尾に付て聊か卑見を開陳し大方諸子の熟慮を乞はんと欲す抑も出監人の保護は再犯防壓の一大要具なり獄務如何に改良完美し司獄官其人を得ると雖一朝此出監人保護の事業にして満足なる結果を得ざらんか監獄の多祥たる作用も過半水泡に飯すへきや明けし世の有志諸子況く賛同して此事業に盡力せられんことを吾輩風に切望して措かざる處なり

從來各地に於て出監人保護會社の設立を耳にするに尠少にあらずと雖其能く繼續して今日に至るもの果

置するか如きとは有害も又甚し宜しく出監人の保護は出監の即時に相當なる住所と營業糊口の方法に就かひしるを以て緊用なりとす苟も旅舎に起臥し飲食店に出入せしむるか如きは出監人をして再び迷路に陥らしむるの危険あり故に出監人あるときは其以前に於て右會社は監獄と豫しめ協議して甲は某地に住居せしめ乙は某氏に依頼すと云ふが如く考定し置くを要す尙社員以外の雇使者には會社自ら身上保護の衝に當りて出監人の傭使を周旋すへし然りと雖も茲に一言せざるべからざる事ありそは可及的採炭業に服せしむるべからず何となれば見よ重に各地炭山共採炭業に従事するものは世に無賴の徒と稱し諸方より惡徒の集合する所なれば如斯業に彼等無賴の徒と共同従事せしめんか折角多年監獄に於て改過遷善に導き漸くにして矯正し新に誕生せし嬰兒も又彼の徒と交際し邪育の哺乳に味知らず〴〵の中に醜化せられ遂に再犯の止むを得ざる境遇に陥らしむるを免れず里諺に云はすや朱に交はれば赤しとか實に然りと云つへし

世の有志諸子宜しく卑見を諒して深く考窮あらんとこそ願はしけれ乞ふ吳々も巨萬の資本金を募集して

其中途にして難きを思ひ其業挫折し折角の計劃も遂には雲散霧消するか如きと云ふならんと

●時事の所感を述べて演仲仕業

に及ぶ 在神戸 日隈湯岳生

萬籟聲靜に人已に睡り四壁寥々虫聲冷なるの際灯下孤影相對して倩ら吾日本帝國の現況を觀し來れば不覺腕を扼して立ち立て乾坤を眺むれば乾坤の廣さも吾愛國の念に比すれば却て其狹さを疑ふ噫吾日本帝國の現況や果して如何之を憂ふるは非乎將不吉乎年々人口の繁殖と諸機械力の發達とは多數の人民をして生活の狭路に歎嗟彷徨せしめ加ふるに社會一般奢侈の惡風は日一日と流行盛なるに於ては勢彼等の惡念を激發し滔として將に救ふべからざるに至らんとす

視よかの監獄の門戸を視よ出入の多き入市をなすの觀あり噫日本帝國の現況や果して如何之を憂ふるは非乎將不吉乎苟も愛國の赤心を有し國民相憐の本性を具するもの誰か亦爲に一大長息せずして可ならんや今にして之が救済の策を廻らさんには國家の爲異日噬臍の悔を遺すや必矣借問すかれ無數の窮民は天

下亦活路を取るの餘地なき乎否大に否頭を低れて吾廣き帝國の領土を大觀せよ北に世界の強國と一輩帶水を隔てて荒蕪の原野渺茫として北門の任務を全ふするに於て同胞の來拓を待つや急なるあり南に吾帝國戰勝の榮光を票して歐亞諸國の來往を睥睨して海中に屹立する美ある新版圖あり土は已に王土に飯すと雖も民は王化の民たらしむること容易の業に非ずこの美なる山河吾神州の國性に消化するに於て廣漠なる餘地を開て王民の移住を望むや亦急なり吾領土内已に然り況んや頭を擧て異域の島嶼海山を望めば亦無數の遺利諸方に敢在して何人にも來拾を任すをや豈に假ひ年々數千萬の人口増加するも其活路なきを憂んや寧ろ國家富強の道に於て尙人口の増加運々たるを恨矣然るに奇哉已にこの緯々たる活路の餘地ありあがら何ぞ之を耕すを知らざるや曰之れ遠くは德川氏三百年の鎖國嚴制の餘害と近くは現時先進の同胞有力の富豪愛國の忠誠國民相憐の情之さか故と云はざるべうらず夫れ吾國天然の地形は人民悉く海國男兒の氣象を禀て出產す而してこの稟性を最も喚起激發せしものは千古の大開空前の豪舉なり然るに惜哉折角激發せられて將に燃上せんとする海國男

兒の氣象は德川氏自衛政策の爲に三百年の長夜抑壓壅塞せられて其發達を挫折せらるゝや然れども氣運の潮流は人爲の全く抑壓すべきに非ず壯快なる吾海國の好男兒は密に船を購して南洋に西北に豪闊を印し傑路を止め今尙余輩青年海國男兒をして肉飛び神動と轉た當時の壯心を追懷愛慕に耐へざらしむ思へば德川氏施政の方針こそ恨めしけれ此迄發達せし吾海外氣象も今は昔談となりぬ今日鎖國政弊の餘毒は人民凍餒に死没するも尙求めて慥に得べき衣食を吾郷園の外に求むるに忍びざるに至れり噫叙し來て此に至れば慨然筆を投じて浩歎す然れども既往は咎めず咎むるも益なし只咎めて功あり言て詮ある現在に付て余が鄙見を述んと欲す「今余か述んとする窮民救済策は實に窮民の救済に止まらず吾國の邊境を鞏固に内地を安全に各國の遺利を吸收するに於て約言せば國家富強の道に於て實に一大關係を有するの策なり何ぞや曰かの演仲業者に一大保護誘導を與へよと云ふに在り何となれば五港其他の各要港に勞働する人民はその數實に幾千なるを知らず然れども彼等の多は後先見すの荒男にして確乎たる目的を有せず從て得れば從て飲み從つて食ひ飯食飽けは同業相打

ち相罵り或は丁半を争ひて負くれは已か職業に托して不正の所業をなし其他種々の方法を以て良民を害し而して更に耻るの狀なき而已ならず彼勞働社會の當然となし遂に監署に入り入ては出て出ては亦入り一事なすなく一生を醉生夢死するは彼等の常態なり國家の爲豈に輕視すへき小事ならんや今之を救ふに一の會社を興し之を取締り之を保護するの便宜に於て能ふへくんは一の寄宿舎を設け一二必要なる誓約を立て賃錢の如きは強行的貯蓄をなさしめ而て一面時々世の博學者宗教家等の訓戒教導を聴かしめ正直を心とし勤儉を手足として彼一般の无告出獄後の窮民或は無職の惰漢輩を入て着々啓道し誘掖せば固之れ神州忠祖孝宗の子孫豈に化して有用の民たらざるなしとせんや已に化して有用の民たることを得れば他の勞働社會に比して目下必要なる移住民に出稼人に使用するに於て容易なり何となれば彼等の朝々目に觸るゝものは水天澎湃五州來往の波濤及船舶手に取るものは五州來往の荷容なり如此壯快なるの境遇もさぞ遠きの考あきに至らしむるなりこの快活なる思想は則余が移住民に出稼人に使用するに容易な

り云ふ以所なり然れども誰彼なく其儘使用するは決して策の得たるものに非ず尙かの新世界植民に於ける英佛の植民事業が始終に於て反對の結果を見るに至りたる如く又當時我國出稼人取扱會社が往々厄介物を出すに聞く以所あり故に先づ彼等の性質を察し惡癖を矯正し將來有望の人民則有用の民たるを待て漸次移住若くは出稼せしめなば豈に國家永年の長計之れより大なるはなし法律の改正も急なり監獄の改良も急なり陸海軍の擴張も亦急なり然れども凍餒の前には法律なし活路なきの地には獄署に感化せられし手足も忽ち感化せん貧弱民の國家には陸海軍の擴張も誰に依てせん然らば都ての急中に於て人民に活路を與ふるより急なるはなし活路を與ふるの道は餘あるの人口を足らざるあるの地に移し遺利なきに苦む他の人民を遺利あるに苦む地の人民に假すより行ひ易くして然も一舉兩得なるには若かず然らば去るもの止まるもの共に活路を得て邊の中に各君國の堅めとなり或は異域の遺利を國內に輸送するに至らん之れ予が窮民救済の策に於て國家富強の道に於て移住民出稼人最も必要なりこの必要を救ふは力の演仲仕業者一大保護誘導を與ふへしと云ふ所以なり予

輩の鄙見如此敢て愛國の志士に訴ふ

●裁判言渡書のみを以て被告人を拘留するを得るや否やに就て

在大阪 洋々 散士

裁判言渡書に確定の上は別紙言渡書の刑の執行可有之旨檢事の指揮書添付有之しときは監獄署は此の言渡書に依りて被告人を入監せしむることを得るや否やと云ふに散士が嘗て群馬縣監獄書記たりしとき前橋地方裁判所及び區裁判所は常に宣告書指揮書のみを以て被告人を監獄署に交付せり監獄署も亦監獄則第六條に令狀又は宣告書を査閲し云云と有を以て敢て之を怪せず被告人を受取りしが今日に至り大に其の不可なることを發見せり依て茲に一文を草するの止むを得ざるに遭遇せり監獄則第六條の令狀は判決の確定以前の被告人を受取る可き場合にして宣告書とあるは確定したる囚人を領收するるときを指示したるものなり請ふ其の理由を論せん刑事訴訟法第三百十七條に刑の執行は判決確定の後に非されば之を爲すことを得ずとあり又全法第三百二十條に刑の執行は其の刑を言渡したる裁判所の檢事が之を爲す可き

法省同答書(附)
事第一号参照

拘留狀を受けざる被告人に對し禁錮以上の刑の言渡をなしたるときは其の言渡書を以て直に被告人を入監せしむることを得るや否や(監獄則第六條参照)若し該言渡に對し故障(欠席言)又は控訴(之れは大審院言)の申立を爲したるときは更に拘留狀を發せざる以上は被告人を釋放すへきや將た入監の必要あれば繼續し入監せしめ得可きや

第一項第二項とも拘留狀を受けざる被告人に對しては刑の言渡書のみを以て拘留するを得ざるものとする

●小河岳注君と監獄雜誌に謝す

在中國 東海 逸史

佛國巴里の大都に於て第五回萬國監獄會議を開設せられて世界各國有識老練の士相集まりて獄務の討議を爲す豈快ならずや然り而て我か大日本帝國に於てその會議列席委員として派遣せられし人は果して誰人なるぞ之此道の先進者博學多才なる小河岳洋君其人なるを信矣あゝ君か這回佛京會議に特派せられたるは之正しく我大日本帝國の光輝を發揚すべきの大時機にして而して亦た大日本帝國の獄務事業の一

旨を規定しあるを以て檢事は確定の上は執行す可き指揮を爲し得るは勿論なりと雖ども其の未確定の宣告書は被告人を拘留するの効力なし故に宣告書のみにて他は被告人を拘留するの令狀無き時は監獄署は當然其の入監を拒絕せざる可からず何とあれば我憲法第二十三條に日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くること無しとあり故に禁錮以上の刑と思慮したる時即ち判決言渡前に於て禁錮以上の刑と思慮したる時に限り拘留狀を發するを得るや固より疑無しと雖ども判決言渡後は假令禁錮以上の刑となりしと雖ども最早言渡後は第一審裁判官は何等の關係を有せざるを以て檢事は最早被告人を拘留するを得ざるものとす故に檢事に於て拘留すべき者と思慮したるときは必ず言渡前に裁判官に拘留狀を發するを請求せざるべからず若し之が請求を怠りて判決となりし以上は最早拘留狀を發するを請求する能はざるなり從て未確定判決は被告人を拘留し得べき効力あるの規定無きを以て其の効力無きや明なり今末尾に參考として司法省の回答を掲げん參考、拘留狀を受けざる被告人に對しては刑の言渡書のみを以て拘留するを得ずとのこと(明治廿四年九月七日司

進歩を世界各國に表章すへき秋にして之か撰に衝るものは尤も重きを置き最とも慎重にその責に當らざる可らず克く此責に衝り我う大日本帝國の一大名譽を代表せんとする者は小河岳洋君其人を措て他に之なきを信し大に希望を属したりしに果せる哉君か該會議に列し滔々たる蘇張の辨説を演じたるとき滿場靜肅にして一點の批評を加ふるもの莫し而して亦た君か高壇を降るや議場拍手喝采錚々たる元老悉く視線を君か一身に注きしに非らずや(前號紙上に於て君之を要するにその此如きを致す所以のものは我か天皇陛下の御威徳連戰連勝の結果にして加之るに君か博學多才卓越の素あるを以て也聞く君は該會議の結了せるを以て尙ほ歐洲各國有名なる諸監獄を巡遊しつゝ在りと誠に此道の爲に萬謝に耐へさると同時に吾人が平素親愛せる監獄雜誌は君が派遣委員として濠を横濱港に解くや忽然として紙面三大改頁を施し歐米監獄要録と題する一欄を設け普く歐米各國有名なる諸監獄の景狀を報し併而萬國會議の狀況を細大洩すと莫く廣く我う監獄界へ紹介せられ大に吾人をして學理上實務上參考に資する所少からず要するに君か這回千涯萬里の外に遊び歐の長技を採り米の優

美を抜きこれを吾う監獄界に報導せらるゝと監獄雜誌が内に在りて勇壯活潑光明正大の潤筆を揮ふは一に之れ我か日本帝國の獄務事業をして益々改頁進歩の極天に達せしめんとするの熱心なるに外ならざる也思ふに小河岳洋君ありて監獄雜誌あり雜誌ありて而してこの歐米監獄要録の記事を閲る豈快ならずや吾人今茲に拙劣なる愚辭を弄し君か前途の健康を祈り併せて監獄雜誌か此道の爲めに淬盡せらるゝ所あるを謝し一言すると爾り

●看守巡查轉任問題に就て神通居士の説を駁論す 紀 律 生

余は看守巡查互に轉任するを得ずとの説を持するを以て屢に本誌第六卷第六號の紙上に略論せし處次號に於て神通居士の反對説見はれたり然れども其論據曖昧模糊として更に採るべき所なきを以て一笑に付し敢て顧みざりしか讀者も又同感なりしや否や其後駁論を加ふる者なし

去りながら多くの讀者中に在ては反駁なきを以て或は神通居士の謬説を信するものなきを保せず若し斯る輩ありとせば居士及び其者に對して啓蒙の手段を

取らずんばあるべからず

居士は看守巡查採用規則を目して一己人の志願者に制限を附したるものに就き兩者の互に轉するが如きは地方長官の適宜ありと論するも余が先にも云へる如く各其採用規則に試験の上採用すべきことを明記しあるを以て其例外の中にあらざるものは無試験にて之を採用するとは能はざるは明々瞭々たり然らば二者勤務の稍々相似たる點を以て轉任を許すと云ふ説の非なると喋々を要せずして明かなり要するに右採用規則は志願者に向て制限を附したるのみならず採用する長官に向ても規則に依て採用すべきことを命じたるものなれば規則に外れたる轉任は之を許さざるなり若し看守巡查互に轉任するを得るとせば則ち無試験にて採用するに同じ規則を無視するも亦甚たしからずや居士の筆鋒を以てすれば地方長官の認めて適任者と爲したる者は皆無試験にて採用すると云はざるべからず居士はロシツタ法を知るや否や

居士は廿四年八月警保局長の通牒に對して今日看守の俸給は巡查同様八圓以上とありたれば今や該通牒は業に既に消滅したるものなりと云へり是れは如何なる論法なるか余は實に驚き入て亦警出でんとす居

士よ居士今後巡查の俸給十圓以上となれば又該通牒は復活するや否や居士にあらざるよりは然りと答ふる痴者は蓋し之れなかるべし

余は警保局長の通牒は今日生存せずと云ふものなれども居士の如き奇怪なる理由に基くにあらすして該通牒は容易に轉任を許すべからずと云ふも或る場合に於ては轉任を許容するの意を含む然れども其翌月則ち廿四年九月に巡查採用規則出で試験の上にあらざれば採用するとは能はずとなりたるを以て(例外なきにあらす)或る場合に於て看守より轉任を許すものゝ如く記したる警保局長の通牒は巡查採用規則に牴觸して其牴觸する廉は則ち消滅して効を有せず然りと雖も其當時看守採用規則は未だ頒布せられざりしを以て各縣適宜に採用せしむなれば巡查より看守に轉任せしむるとは支なかりしが其後廿六年十二月彌々看守採用規則を達せられ試験の上にあざれば採用するとは能はざるとなれり(是れ又例外なきにあらず)爰に於てや巡查よりも看守に轉任せしむると能はざるとなり二者互に轉任せしむるの途絶へたり此の如き理由にて該通牒は消滅したるものなり然るを居士は奇怪なる理由を付して該通牒が既に消

減したりと云ふにも拘はらず況んや論法を用ひ暗に之を利用して彼の文書は絶對的に轉任を許さるゝに於てをやと結論せり愚も亦甚だしからずや
以上説明する所の理由なるを以て看守巡查は互に轉任するを許すべきものにあらざる斷言す居士刮目して余が前後二回の論文を通讀し沈思默考して發明する所あれ

●寄書家諸君に一言す

横濱 頓 珍 漢

余輩は濱港の一寒生にして近頃身を監獄に委す、日尙は淺く未だ治獄の何たるを曉らず、徒らに五里霧中に彷徨し職唯だ曠しからざらんとを致ひ、然れども幸に本誌の恩露に霑被し、記者の卓論、諸君の高説を拜誦し、未だ斯道の真味は覺らずと雖ども亦大に妙味の存するものあるを知る、爾來拙案を投じて諸君の高教を仰がんと欲す諸氏夫れ訓ゆるに吝ある勿れ、余輩は諸氏の玉稿を讀む毎に、身は海山隔離すと雖ども、於接教を門下にくるの思ひあり、去りながら余が常に遺憾とする所否全く其意を解する能はざるものは他なし、諸氏が寄稿にして概ね匿名に

成れるの一事はなり、抑も諸氏は何の見る所あつて其名を表はさるや又何の必要あつて其名を包まるとや、諸氏が一言半句は皆之れ後者の良教師たり、我邦獄事の滋養物たり、其之れを講ずる何の憚かる所やある、宜しく本名を名乗り正々の陣、堂々の幕を張りて以て挑闘せられよ、さもなくば折角の明説も可惜人をして架空の無責任論たるの感あらしむ、余輩思へらく匿名は一種の忌憚の手段にあらざれば則ち洒落的手段たるに外ならず然れども既に述ぶるが如く苟くも治獄の要を講ずるに何の忌憚する所あらんや、苟くも斯道の得否を究むるに何ぞ洒落を用ゆるの過あらんや、恐らくは諸氏は夫れ徒らに時俗の囂に倣ひ世の流行熱に浮かざるゝの嫌ひなき歟、蓋し匿名は近時文壇上の流行物たればなり、併し其れ共何か他に深き理窟の存する譯にや、余の新參、言ふ所甚だ生意氣に似たれども後進の悲しさ姑らく先進諸君の高教を請はん
但し斯く言ふ余輩自らも暫く諸君流を汲んで「頓珍漢」と綽名せり諸氏夫れ諒焉

監獄彙報

○廣島通信

(各新聞抜抄)

前特命全權公使子爵三浦梧樓氏は字品當地間往復の圓太郎馬車(最も粗造不潔にして平常は重もに荷物運搬の用に供せるもの)にて警部巡查各二名同乗警護し子爵はフロクコートに鳶色の外套を着し黒色の帽を冠り泰然として引致されたり沿道及び裁判所門前には見物人頗る多し他の三名は人力車にて共に巡查同乗引致せらる

同子の拘留

三浦子爵は裁判所着後間もなく一應の取調を受け直ちに重罪犯人として豫審に附し拘留狀を交付せられ廣島監獄署へ廻されたり

同子獄衣を借る

三浦子爵は和服の用意無き爲め監獄より獄衣を借りて身に纏ふ

三浦子の罪名

三浦子の罪名は兇徒嘯集及び謀殺なりと聞く

三浦子と楠瀬中佐の審問

三浦子爵は今朝十一時裁判所に出席し十二時十分より掛官の審問を受け三時五十分閉廷監獄に還れり往復途中一切戒具を施さず看守長一名看守二名にて警戒せり楠瀬中佐は今尙憲兵にて取調中なり

岡本夫人の取調

岡本柳之助氏の夫人は昨日廣島地方裁判所より召換せられ柳之助氏の舉動及び訪答の人名等に就きて取調べを受けしと

豫審の進行

豫審は一昨々夜より着手一昨日及び昨日も引續取調べありしが被告人の人員多く且つ現場の實際を調査することも困難なれば容易には終結せざるべしと

收監者の衣服

退韓者は廣島監獄署一號より二號までの監房に分置せらる衣服は檢疫の爲め更に拾掃神各々一枚つゝを分與されたり

拘留廿七名馬屋原少佐以下五十名

廿六日までで當地に着し逮捕されたるは三浦前公使楠瀬中佐の外退韓者廿五名なり猶ほ今後一兩日中に歸着すべき前京城守備隊長馬屋原少佐以下尉官四名外四十六名も逮捕せらるべき筈なり

楠瀬中佐以下の軍人は陸軍刑法第八十四條に該當する犯罪の嫌疑なる由
此他の退韓者は重罪の嫌疑なるも三浦前公使取調の結果に依り或は大審院の臨時法廷を開くに至るべきやも知す

(參照) 陸軍刑法第八十四條 軍人多衆相集り暴行を爲す者は首魁は二年以上五年以下の重禁錮に處し其他の犯人は一年以上一年以下の重禁錮に處し將校は劊官を附加す

日曜日の豫審

本日は日曜日なるも前日に引續き豫審の取調をなし居れり

豫審の日數

豫審終結は早くも今後廿餘日を要すべき模様あり

三浦前公使の豫審楠瀬中佐

三浦前公使は今午前十時より當地地方裁判所豫審廷に呼出されて豫審の取調を受たり

取調の事項複雑し居るものと見へ午後三時に至るも尙は退廷の模様なかりし

楠瀬中佐は當地衛戍監獄に在り

藤野檢事正は押收荷物の取調をなす

倉富參事官正午後八時地方裁判所に出席なし午後九時頃退庭す

谷山判事豫審掛を命ぜらる

三浦子以下の待遇に付て

三浦子以下嫌疑者が在廣島監獄の待遇に關し種々説をなして今回の逮捕者は特別の待遇を以て各人別々に監房を異にし且つ監房には青疊を布き絹布團を用ふるなど萬事凡て普通の被告者と異なる所ある様言ふものあれど實際は決して然らず其筋に於ても今回の事件は特に慎重を要することとして諸事注意に怠る所なければ其待遇上に至ては普通の被告人と寸分逕庭する所あるなきのみならず監房を個々に分ちたるは素成規に基きたるものにして殊更に待遇を厚ふせんとの意に出でたるにあらず左れば實際は庭を敷きたる迄にての布團は絹布の類にはあらで知友より差入れたる木綿布團に過ぎず故に先きに坊間に傳はりたる説は大に實際に相違し居れり云々と某官人は語れり

杉村書記官等の入監

杉村書記官等一行逮捕のことは前便報せしが扱て書

被告人取扱方の協議
檢事及び典獄協議の上三浦前公使以下拘留の各被告人取扱方を定めたるよし
差入物は太抵許可する模様なり

入監中の嫌疑者

一同廣島監獄に收監せらるゝや恰かも處女の如く鞠躬如として唯だ獄則に違はんことを惟れ恐れ寡言沈黙従容自若として自から信する所あるものゝ如し一行中には赤食洗ふが如きものあり獄衣を借りて秋宵の冷陰を凌ぐものあれば充分の手廻りを携帶し居るもありて一半は兵兒帶的壯士にして一半は老成的敢事家の風なりと云ふ

岡本、佐藤兩氏の豫審其他拘置監より岡本柳之助氏は午後一時に佐藤敬太郎氏は午後三時に廣島地方裁判所豫審廷へ呼出さる

退韓者の内逮捕せられざりし高橋誠自、鈴木義雨、室迫繁勝の三氏は鹽屋町米元方に投宿し角桶巡査の警護をうけ居れるが豫審終結までは當地に滞在すべき旨命ぜられ此日豫審廷に呼出されて取調をうけた

軍人の嫌疑罪名臨時大審院

記官の一行が逮捕せられて廣島地方裁判所に押送せられたるは三十日午後四時三十分の頃なりしが夫れより取調を受けて其取調を終るまでには餘ほどの時間を要し被告人の中渡邊慶次郎成相喜四郎横尾勇太郎白石由太郎小田俊光月脇祐則境益太郎難波春百の八名は午後七時半頃收監せられ杉村書記官堀口領事官補萩原警部佐瀬熊鐵高橋源治の五名は同九時頃に至り漸く收監の手續を了へたりといふ

杉村書記官等の豫審

廣島地方裁判所にては昨日は杉村公便館書記官を召喚して豫審の取調をなしたり書記官は同日午前九時三十分頃拘置監を出で人力車にて裁判所へ向ひたるが沼田看守部長高田看守長外看守二名巡査二名にて前後を警衛し書記官は淺黄色の洋服を着し薄茶の外套を被り風色の帽子を冠して其肥滿せる軀軀を車上に置き泰然として裁判所に到り其豫審廷に入りし當時も平然自若たるものありし

在監人への差入物

京城事變關係の被告人に對しては面會を求め差入物を願ふもの非常に多く前日來此差入物に關して殆ど一種の競争をなすに似たる在様あるが昨今の處にて

は順次交代に差入るゝ事に相談一決したりと云ふ

出張官吏の歸京

朝鮮這回の事變に就て取調への爲め出張し一昨日歸朝して當市に一泊せし海軍大佐伊集院五郎海軍少佐安原正治の兩氏は昨日又倉富參事官は一昨日出發歸京の途に就きたり

杉村書記官の家族

一昨日書記官一行と共に歸朝して當地の堀川町靜心館に投宿中ある書記官の次男欣次郎氏は明治二十二年五月十六日生れにして三男英三郎氏は同二十四年三月二十八日生なり父の氏は逮捕の身となりたるも子供心に一同相關知せざるものゝ如く從者淺田義一郎氏と共に右旅館に在りて昨日の如きは只だ無我夢中に遊び戯れ居たるを見る書記官の夫人は書記官退韓の際分曉したる由にて這回は歸朝せざりしが此愛らしき二人の子供の有様は側の見る目もいちらしき程なりしと

靜心館

當市堀川町靜心館には岡本柳之助氏の夫人子女從者を始めとし杉村書記官の男、從者、小田高橋兩名の妻女、其他の退韓者數名投宿中にて昨今は朝鮮歸り

の旅客被逮捕者關係の家族等を以て滿されたり

杉村氏の令息兄弟三人廣島に彷徨ふ

聞くもいちらしく哀れなるは此度京城事變の連累者として端なくも廣島監獄署の拘留監に幽せらるゝ杉村非職書記官の令息兄弟三人の身の上にぞありける書記官の夫人は此程分曉したるばかりにて舟行に適せざればとて留まりて京城に在り長男陽太郎氏は書記官の令妹レイ子方に預けられて東京に止り學習院に入學し再び父に逢ふまでには立派な人とならばやと精を勵み居たりしに俄に父はこのたびの事變に連坐して今は拘留の身となりし由を聞き陽太郎氏は稚ながらもさして驚きたる氣色も見えずかねて父より教られたる難に莅んで動せずとは此る折りのとなりと叔母のレイ子と諸共に去二十九日京都を發し去る一日午後五時五十六分列車にて廣島に着しぬ陽太郎氏年齒正さに十一容貌秀麗其面の豊富なる處酷だ嚴父に育たり身には學習院生徒の服を着し短くき外套を其上に被ひたり流車より下るや否や叔母のレイ子に先立ち停車場の巡查に向ひ正しく一禮をなし然る後自分の姓名を名乗り父に逢ふには如何にしたらば可かるか且つ退韓者は多く何れに宿り居るかを問ひ

尙は從者の淺田義一郎を初め令弟等の宿り居る靜心館とは何處なりやと落目なく教を乞ひぬ巡查は一々之れを示しければ厚く禮を乞ひぬ靜心館に向ひたるが此間の振舞は十一二歳の小童のなし得らるべきものとは見え殊に叔母に先立ちて巡查に物を問ふ健氣さは壯者も及ばぬばかりなりしとぞかくて陽太郎氏は程なく靜心館に着し久々にて弟の欣次郎、英三郎の二氏に會ひ是までの模様など聞き今は父に別れ母に離れし兄弟三人その夜は相擁し臥戸に入り翌二日午前八時從者と廣島監獄署に到り嚴父にも面會したるが其向用は第一に目下朝鮮に在る杉村氏の夫人即ち陽太郎氏等の母をば如何にすべきかと云に在りしよし杉村兄弟三人が幼心に泣き寄りの涙は小さき六つの袂に餘るあるべし是れより先き二男欣二郎三男英太郎の二兄が長兄に逢ふまでの境遇は如何ありけん從者淺田義一郎氏も實は歸朝の際假りに從者の名を借りしものにて年來親しく使役せし人にあらざれば書記官が似の島にて逮捕に會ひしよりは別に頼りとすべき人もなく幸ひ與佐野氏が同船し居たるを以て書記官は万事同氏に托する事とかり氏も亦二兄の境遇を憐み専ら引受けて世話し居れるも何分小

供の事とて女ならでは叶はぬより同船せし小田巡查及び高橋源治の妻女にも世話をお願い殊に高橋氏の妻女は小供なきを以て重に同女の手引を受けて介抱し居り現に着廣の晩も共に添寝せしに乳婆育ちの人なれば俄に他人と起臥しても格別むづかりもせざりしとぞ或夜の事とかや神戸より書記官の親戚來廣して靜心館に投せしより下婢は聲を枯して「杉村様の坊ちゃん」と呼び立てしに三男の英次郎氏は聲に應じて樓下に至り親戚の人の來りしを見て直に兄に「叔父さんが來た」と告げぬ兄は今しも追ひつ追はれつ遊戲に耽り居しが「ナニ御父サンガ」とキツとなりし身構へ最といちらしかりしよし扱て小田巡查の妻女は神戸より迎ひの人の來りしを聞き今晩はれちさまど一處にか又た妾と御休みかと下婢をして問はしめしに杉村氏の令息は「二階が好いや」と答へぬ是れ高橋小田兩氏の妻女の室は二階あればなり京城の夫人は斯くとは知らず慈父の膝下に暖たまりて安き夢を結ひ居るならんと安心し居るべきに左りては殊の外なる幼兄弟のいちらしきよ今將た長兄陽太郎氏は東京より來りたれどこの兄とても年は十一慰むるも慰めらるゝも離れし鳥の哀れはいと深か

るべし

三浦中將獄裏の禪

目下廣島縣の吉島監獄に在り逸然として神を養ふ陸軍中將三浦梧樓氏身は六尺の鐵欄中に繋がるゝと雖も心は常に幽玄の境に遊ぶ由來哲人多く獄に入て神に通ず塵世の毀譽褒貶固より中將の間ふ所にあらず頃日静岡の名刹日置默仙禪師往つて中將を見る主客是れ共に佛海の結縁者たり禪師曰く中將恙なき歟中將胸を指さし答て曰く余が胸中常に觀世音菩薩の尊像を著ふ微軀幸に異るなし以て意とあらず勿れ監中の消閑は二刻時觀音經を誦讀し以て大邊の佛果を待つ神爽かにして躰健なり西澤佛海師嘗て我に契機を贈らる意義澁難解するに苦しむ師若し意あらば更に讀み易き法經を以てせよと默禪師之を諾し直に法苑珠林二卷及び通俗醉菩提六卷を贈る中將日夕誦讀して靜に禪機を養ひ居るとぞ

大崎吉田二氏を訪ふ

第一回の退韓者中大崎吉田の兩氏あり入監後直に見舞はんと思ひしも多忙の爲めに果さざりしが昨日は少閑あり午前十時廣島監獄署を訪ひ二氏に面會を求む受付は人民溜所に扣へ居るべしと命じたれば必定

も多分駄目と思はるゝなりと切に書面にて差出すの得策なるを説く餘も飽迄規則を楯に取りて争ふも却て不都合あるべしと思ひ然らば是非もなし貴意に従ふべしとて受付を退く時既に午に近く早や晝食の差入は後れたれば歸途差入物所に至り夕食を差入れる事を托し置いて歸り斯く二時間近く溜所に待し間に晝食の差入物續々運び来るあり看守二名と醫官一名は一々差入の辨當を檢し醫官は副食物を一片づゝ毒味を試み何百何十數知れぬ辨當を片端よりムシヤ／＼試味すさは用意周到ありと云はひ生來始めて監獄を見たる余の目には千代秋の政岡にも劣る處なしと思はれたり其他事々物々別世界裡の感あらざるなく減多に來る處にあらずと一度にて懲り／＼せり暫時待されてさへ此の如くなるに況して未決ありとは言へ身は刑事被告人となりて獄窓に呻吟する退韓者諸氏の心情左こそと思ひやらる

差入物の面倒

凡そ有害物にあらずる限りは未決の人には差入物は自由あるべしと思ひしにかか／＼左様のものにあらす現に熊本縣有志總代本多島田の兩氏は此日書籍を差入れて入監諸氏の無聊を慰めんとせしに小説本

面會を許すならんと悦んで待ち居たり此時既に溜所に在るもの十六七名多くは退韓者に面會若くは差入物をなす人なり中に三浦子爵の從者渡邊正之助氏及び熊本縣よりの慰問總代本多俊藏、島田數雄の兩氏あり余と同時に來りし朝鮮よりの新歸朝者與佐野寛氏あり皆是れ當日の新知己にして互に刺を交換し雜談に時を移すも尙ほ呼出の聲を聞かず一日待詫びて庭内を運動するもあり受付に催促するもありやうやく正午に垂んとする時余が名は呼び上げられたり應と答へて飛び行けば受付の看守は余の來意を問ふ余は大島吉田の兩氏に面會を求むる旨を答ふ看守は懇ろに告げらく規則面にては面會を拒絶する能はざれども先日より親戚故舊と雖ども容易に面會を許さず皆書面にて用向を辨せしめ居れり好し面會するにしも面談の事柄は一々半紙半面の野紙に筆記して餘白なきに至れば最早許さるるなり而して其記入すべき行數は僅に三四行に過ぎず左れば面會しても只顔を見合すのみにて思ふ通りの用談は出來難し夫よりは事ろ書面にて差出せば何時たりとも取次可し此處にて書するも可なり郵便に托しても亦た可なり併し強て面會を求むとあらば一應取次しては見るべき

「井筒女之助」は却けられ「孟亞聖」とかいふ堅苦しき本のみは許可せられたり蓋し本の名のみを見て之が採否を決せしにあらざるか左れば書籍の差入も思ひ通りに行かぬ方なり造作もかく運ぶものは辨當のみ辨當は通例十錢にして夫より以上十五錢、廿錢を上るなり此れとても監獄御用の辨當屋の仕出しをればまづきものには相違なし左れども通例は差入物をなす人も受くる人も斯るものにて満足せざるべからず其他差入を許す品は此れのみに止まらざれども一々六かしき制限あり余は未だ研究するの暇あらず遠慮なく希望を陳ふるを得ば法律の眼中未決と既決の別を認め特殊の差異を設くる以上は今少く未決人に對する差入の面倒を省き法律が未決人を重んずるの精神を貫徹せしめんことを望ましかれ

豫審判事の臨機處分

第一回退韓者の逮捕拘禁せられしより既に旬日あるも京城仁川の兩地とも夢にも斯る始末とは知るものなく杉村氏一行の彼地を發するときは何の風説さへもなかりしと云ふ此度の事の如きは電信あり郵便あり疾くに彼地に知れ渡るべきに去りとば不思議なれども豫審判事は必要と認むる場合には信書の秘

密を破るの權あれば或は夫等臨機の處分ありて然るにあらざるか住の江丸便乗者の話によれば似の島に檢疫を受けるときも直に逮捕さるべしとは神ならぬ身の知る由もなく消毒の爲衣類の變色するを恐れて態と寢衣の儘にて上陸せし人多かりしが其儘逮捕となりて寒き思ひをなせしならんと果して然らば京城仁川地方に内地の音信不通なるは蓋し臨機の司法處分に出でたるあるべし

入監者鈴木重元氏

京城事變の爲目下當地監獄に入監中なる鈴木重元氏は舊越後長岡の藩士にして本年四十三歳性質溫厚篤實を以て知られたる人あるが今を去ること六七年前より京城日本居留地總代助役となり能く同地方の世故人情に通じ居たりしが端なくも今度退韓を命ぜられたることなれば居留地徵稅の件等に就ては後任者も一時は随分困難を感じるからんとのことなり又同氏は是迄朝鮮に在りてよく青年の世話をなし其目的を達せしめたること幾回なるを知らざるは蓋して現に京城等にて今日随分の上地位を占め居るものも氏の周旋に因るもの少なからずと云ふ

東海散士夫人に語る

天長節の日柴夫人菊子佐治代讀士を伴ひ廣島水主町の拘置監に夫君四朗氏を見る四朗氏曰く今回の事件に關しては敢て徒らに心を勞する勿れ庶はくは雪中の梅花春光の爲に偶々其頭上を見舞はれて始めて一段の芳香を發せんとするものを以て我身の今日に比するを得ん、若れ夫れ入監以來の健康に至りては平時に倍して尙よし卿幸ひに之を我同志の諸士に報ずるを怠るなかれと言ひ終り去て坐右の宋唐八大家文を取り愛誦百遍又他を知らざるものゝ如しこれ藝備日々の記するところ宛然佳々奇逸的筆鋒

三浦子獄飯を求む

三浦子は夙に禪道に徹底する所あるを以て固圉に起臥するも平然として意に介する所なく眠るべくんば寝ね起つべくんば立ち從容自若時に小説を繕きて徒然を慰め時に翰墨を假りて感懷を漏らし平心虛氣身の獄裏にあるを忘るゝものゝ如し子は此頃姻戚より差入れたる美味を斥けて汚鼻を衝く如き獄飯を求め飯桶の白湯をすゝりたれば監督の獄吏も子が覺悟の程を感じたりと云ふ大火を踏み白刃に臨むも恐れざるは禪道の極意なり一杯の獄飯子に於て何かあらん

●教誨叢書第四十六輯目錄

十月分 定價四錢 郵稅五厘

教誨

燃え残りし柴
富貴と貧賤

樺戸 原 胤 昭

宗傳
温故知新

山崎闇齋 (上)
老人の立志者
紅海近傍の颶風
熱からざる電氣

東京 護 川 教 花子
東京 戸 川 教 花子

板垣伯爵の人生三誠 (挿圖)
牛の子別
四歳の小兒万里を旅行す (挿圖)
毒婦の改心 (挿圖)
世間の人鬼なし (挿圖)
ねむり
余は生涯敵を造りしと無し (挿圖)
鏡に對する狗
清露 心の聲
大鹽平八郎

東京 久保木如是心
十勝 朝 陽 學 人

●本書の代價及爲替

一冊金四錢郵稅五厘の割を以て幾冊分にも前金御拂込に従ひ配達可仕候。爲替は同情會宛にて樺戸郡月形郵便局へ御振込可被下候。

●官衙の御注文

各官衙及各官吏方よりの御注文は御都合により後金にて御送り被下候とも不苦候。各官衙への納本に對する代金請取書案は御指圖奉願候。

●代價御拂込を乞ふ

本書代金御拂込未済の御向は乍御面倒至急御送金被下度第四卷末月にも際し候間本年十二月分迄併て御拂込被下候へは計算上大に便宜を得申候。

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシメテ希望ス

○本誌定價並廣告料

- 監獄雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
- 全署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部 前金五錢五厘(全)
- 一府縣內數百名協讀購讀ノ向ハ 前項ノ外特ニ割引法ヲ設ケ
- 又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レテ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、片ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘタルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ケ可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、片ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、片ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、片ハ五厘切手一増割タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯 村 兌 貞

明治廿八年十一月三十日發行

發行人兼編輯人

(明治二十七年二月廿六日逓信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會支會
支會所 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會
印刷所 東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地 明 磯 村 兌 貞 社